

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	34 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	60 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	44 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は、昭和51年3月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。

昭和59年11月にA市からB市に転居した後も、国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料の納付を継続したので、所持している年金手帳にも、同市に住所変更した記録が残っている。

国民年金保険料の納付について、保険料額及び納付の詳細についての記憶はないが、C駅前のB市役所の出張所又はD銀行の支店で、B市に転居する前と同様に、納付書に現金を添えて3か月ごとに納付していたと思う。

自らの意思で国民年金に加入したのに、申立期間の15か月分の国民年金保険料のみを故意に納付しないことはあり得ない。

申立期間中は転居しておらず、国民年金の手続きを忘れることもないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人は、昭和51年3月9日に任意加入で国民年金被保険者資格を取得し、第3号被保険者資格を取得する61年4月1日まで、継続して国民年金の任意加入被保険者資格を有していたことが確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、B市に転居後も、国民年金の住所変更手続きを行い、継続して国民年金保険料を納付したと申し立てており、同市の昭和59年度の国民年金収滞納一覧表を見ると、申立人の申立期間直前の昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料が、60年4月9日に同市で収納されていることが確認できることから、同市が申立人に対して、申立期間の保険料の現年度納付

書を発行していたと考えられる。

さらに、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録を見ても、申立期間の国民年金保険料について催告された事跡は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入した昭和 51 年 3 月以降 60 歳に到達するまで、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はなく、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

このほか、申立期間は 15 か月と短期間であり、国民年金に任意加入して以降、継続して国民年金保険料を納付していた納付意識の高い申立人が、申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から42年3月まで

私は、昭和50年12月にA市役所から、申立期間の国民年金保険料の納付についての督促を受けた。その時、督促を受けた期間は、厚生年金保険に加入し脱退手当金を受けたことを申し立てたが、「将来、年金をもらえるので国民年金保険料を納付してください。」と説明されたので、保険料を納付した。

平成20年8月に「ねんきん特別便」を受け取ったときは納付の期間が480月となっていたが、その後、23年3月に、私に確認することもなく納付月数が466月と変更され、申立期間の国民年金保険料を還付するとの連絡を受けた。

申立期間は、国民年金の受給対象期間となるはずであると思っており、還付とされるのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録を見ると、当初、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和41年2月17日に取得されており、申立期間は、国民年金保険料の納付済期間となっていた。また、申立人が所持する領収書及び特殊台帳を見ると、申立期間の保険料は、第二回特例納付制度により、50年12月12日に納付されていることが確認できる。

しかし、その後、昭和39年3月2日から42年4月1日まで、申立人が厚生年金保険に加入していた（脱退手当金支給済期間）ことが判明したため、平成23年3月18日になって資格記録の訂正が行われ、申立期間の国民年金保険料について、同年4月7日に過誤納による還付決議が行われている。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時の状況につい

て、「申立期間について国民年金保険料の納付の督促を受けたとき、厚生年金保険に加入し、脱退手当金を受けたことを申し立てたが、将来、年金をもらえるので国民年金保険料を納付してくださいと説明された。」としており、当時の行政側における納付勧奨が不適切であったことがうかがえる。

また、申立人が特例納付した当該国民年金保険料は、30年以上にわたり国庫歳入金として扱われている上、申立人の厚生年金保険の加入期間を把握しないまま、申立期間について、行政側が特例納付を勧奨し納付書を発行したことが過誤納の発端であり、行政側に事務的過誤が認められる。

以上を踏まえると、申立人の国民年金の受給に対する期待権は尊重されるべきものに値すると考えられ、申立期間について、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の加入期間であることを理由として申立期間の国民年金被保険者資格を認めず納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和39年に結婚した後、A市役所の集金人が妻の国民年金保険料を集金に来た時、私も国民年金に加入し、過去の保険料を遡って一括納付するよう勧められた。

その後、妻が私の国民年金への加入手続を行い、その集金人に制度が発足した昭和36年4月に遡って月額100円で3,000円程度の国民年金保険料を一括納付した。その証拠として年金手帳に検認印を押してもらったが、その手帳は紛失してしまった。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、その妻の国民年金保険料を集めに来た集金人の勧めで国民年金に加入し、その妻が制度が発足時に遡って月額100円で3,000円程度の保険料を一括で納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年12月に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の同年4月から同年12月までの保険料が40年1月9日に現年度で一括納付されていることが確認でき、この時点において、申立期間のうち、37年10月から39年3月までの期間については過年度納付により保険料の納付が可能な期間となる。

また、A市によると、当時、遠隔地の住民に対しては、不便が生じないように集金人が過年度保険料についても取り扱っていたと考えられるとしているところ、申立人の当時の住所地は、最も近い金融機関である郵便局まで遠隔地域

に所在していたことが確認でき、申立人の過年度保険料を集金人に納付したとする主張に不自然さはない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年9月までの期間については、申立人の妻が39年4月から同年12月までの期間を現年度納付した40年1月の時点において、時効により国民年金保険料が納付できない期間となる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和53年5月の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行った。加入して少したった頃から、国民年金保険料の納付は夫の銀行口座から毎月、口座振替にて納付し、61年4月に第3号被保険者になるまで口座振替による納付をやめた覚えはない。また、第3号被保険者になった頃、私は、社会保険事務所（当時）に電話して、保険料の引き落としについて、金融機関に対する手続が必要になるかどうかを聞いたところ、手続は不要と言われたことを覚えている。

最近になり夫の会社を通じて年金記録を調査すると、申立期間は未加入期間と分かった。しかし、私の年金手帳を見ると、任意加入被保険者資格の喪失は、昭和61年4月1日付けと記載されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月に国民年金に任意加入して以降、第3号被保険者になるまで申立期間を除き国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、61年4月1日付け第3号被保険者の種別変更手続も同年4月中に行っており、申立人の国民年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人のA市の被保険者名簿を見ると、「得喪訂正 61.9. 5 53.5. 11 任 60.10. 1 失」と記載されており、申立人の任意加入被保険者資格が、昭和61年9月頃に60年10月1日に遡って喪失されたことが確認でき、申立期間当時は、国民年金の加入期間であったことから、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付することは可能であった。

さらに、申立期間前後を通じて申立人及びその夫の生活状況に大きな変化はなく、申立人の納付意識の高さを踏まえると、6か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

国民年金の加入については、時期ははっきりとは覚えていないが、昭和50年頃、A市役所（現在は、B市）の女性職員が、夫婦で経営していた店を訪れ、加入を勧められたので、夫婦一緒に手続を行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料については、はっきりとは覚えていないが、加入手続の際に、過去の未納分を遡って納付できると聞いたので、手元に置いてあった現金で、夫婦共に20歳から昭和50年3月までの期間を遡って、夫婦二人分の保険料を一括して集金人に納付したはずである。

また、結婚するまで両親と同居していたので、両親が自分たちの国民年金保険料を納付するのと併せて、私の20歳からの保険料も母が納付してくれていたかもしれない。

いずれにせよ、申立期間が未納とされているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和38年*月*日を国民年金被保険者資格の取得日として、37年6月29日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は12か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、昭和50年頃、A市で、夫婦一緒に初めて国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む38年1月から50年3月までの国民年金保険料について、特例納付により一括して遡って納付したはずであり、それまでは国

民年金に加入したこと及び保険料を納付したことはないと主張しているものの、納付記録を見ると、独身当時の37年6月29日に、C市で払い出された国民年金手帳記号番号により、国民年金の加入期間の保険料について、申立期間を除き、全て納付済みとなっている。

なお、申立人主張のとおり、申立人に対しては、昭和50年11月11日に、A市において、別の国民年金手帳記号番号が、申立人の妻と連番で払い出されているものの、同市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、2か月後の51年1月に番号重複により取消処理が行われた事跡があり、当該手帳記号番号による納付記録は全く認められない。

加えて、申立人は、独身当時、自身が国民年金に加入したこと、及びその後の国民年金保険料の納付を行った記憶などは全くないとしていることから、少なくとも、A市で一旦、加入手続が行われた昭和50年11月頃より前の保険料の納付については、C市及びその後家族全員で転居したとするD市（現在は、E市）内で、申立人と同居していた申立人の両親が行っていたものと考えられるところ、申立期間におけるその両親の保険料は、いずれも納付済みとなっている。

このほか、戸籍の附票を見ると、申立人のD市からA市への転入日は、昭和48年12月となっているところ、当該時点以降についても申立人の国民年金保険料は納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の20歳到達時以降、独身当時はもとより、結婚以降もしばらくの間は申立人の保険料の納付を担っていた申立人の両親が、申立期間のみ納付しなかった特段の理由は認められず、当該期間についても自分たち夫婦の分と一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から44年2月まで
② 昭和61年4月から同年6月まで

私は、資格取得の要件を満たした当時、まだ学生であったが、母が国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間①の国民年金保険料については、A市の自宅に来ていた集金人に母が納付してくれていた。

また、申立期間②については、昭和61年1月に会社を退職後、妻が再度国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の保険料をB市の自宅に来ていた集金人に一緒に納付していた。特に申立期間②の国民年金保険料については、妻は納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号により、B市において、申立人が会社退職に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年1月21日を国民年金被保険者資格の取得日として、62年4月頃に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和61年1月から厚生年金保険被保険者となる直前の63年9月までの国民年金被保険者期間において、申立期間②を除き国民年金保険料を完納している上、申立人の妻については、申立期間②を含めて当該期間の保険料を完納していることから、この当時、夫婦の保険料の納付を担っていたとする申立人の妻の納付意識の高さがうか

がえる。

さらに、申立人は、申立期間②直前の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの過年度保険料について、62 年 6 月 2 日に納付したことを示す B 市発行の手書き領収証書を所持しているところ、そこに押されている領収印を見ると、同市における現年度保険料に係る領収証書に押される領収印と同一である上、当時、同市においては、現年度保険料を市の徴収員が集金していたことを踏まえると、過年度保険料についても、同市の徴収員が集金していた可能性が考えられる。

加えて、申立期間②は 3 か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人の妻が、当該期間について、申立人の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に係る上記の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、A 市において、昭和 44 年 11 月 15 日に払い出されているものの、この手帳記号番号の払出時期からみて、当該期間のうち、41 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、42 年 1 月から 44 年 2 月までの保険料は過年度保険料となり、通常、現年度保険料しか取り扱わない同市の集金人に納付することはできない。

また、A 市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間①に係る納付記録は確認できない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から14年2月16日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。給与支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書の保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年12月から13年3月までの期間及び同年6月から14年1月までの期間は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年4月及び同年5月に係る申立人の標準報酬月額については、申立人は給与支給明細書を所持していないものの、前後の期間の給与支給明細書の保険料控除額が同額であり、当該期間についても前後

の期間と同額の保険料が控除されていたと推認されることから、同年4月及び同年5月は28万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成12年11月に係る申立人の標準報酬月額については、同年10月のオンライン記録の標準報酬月額（28万円）に基づく保険料額及び申立人提出の同年12月分の給与支給明細書の保険料控除額が同額であり、当該期間についても前後の期間と同額の保険料が控除されていたと推認されることから、同年11月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られない上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月16日から48年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を45年10月16日に、資格喪失日に係る記録を48年7月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、45年10月から46年8月までは3万6,000円、同年9月から47年7月までは4万5,000円、同年8月から48年6月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社C営業所保管の人事記録及び複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和45年10月16日から48年6月30日までA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和47年8月頃に11人、48年3月頃に1人、及び49年2月頃に3人の元従業員が、約1年以上も遡及して被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同年2月頃に47年1月1日に遡って被保険者資格を取得している前述の元従業員のうちの1人が保管する48年1月分の給与明細書を見ると、被保険者資格の取得前にもかかわらず、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、昭和47年8月頃に45年10月26日に遡って被保険者資格を取得し、申立人と同様に途中入社であったとする前述の元従業員のうちの一人は、A社における被保険者記録に抜けは無いとしている上、申立人が同時期に入社し、入社時検診で一緒だったのでよく覚えているとする同僚は、同年10月26日から被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、B社は、「1年以上勤務している従業員なら、基本的に社会保険に加入させていたと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月16日から48年7月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した元従業員の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和45年10月から46年8月までは3万6,000円、同年9月から47年7月までは4万5,000円、同年8月から48年6月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は資料が無く不明としているものの、申立期間の前述の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月から48年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年9月から同年10月16日までの期間については、前述のとおり、B社保管の人事記録において、申立人の入社日は同年10月16日と記録されており、当該期間に係る勤務を確認することはできない。

また、B社及び同社C営業所は、前述の人事記録以外に申立人に関する資料は無いとしており、このほかに、申立人が当該期間に厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月7日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間はB社（現在は、C社）から関連会社であるA社へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の給料支払明細書及び申立期間当時のA社の事業主の陳述から判断すると、申立人は申立期間も継続して同社に勤務し（昭和38年4月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤により保険料は納付していないとしていることから、事業主が昭和38年5月7日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年12月15日から25年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組織における資格喪失日に係る記録を同年1月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月15日から25年1月5日まで
② 昭和25年9月11日から28年4月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B事業所(厚生年金保険の適用に係る事業所名称は、A組織)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所では、C業務従事者として勤務し、申立期間も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る同僚が、「私は、昭和26年頃まで申立人と一緒にB事業所でC業務従事者として勤務していた。」と陳述していることから判断して、申立人が申立期間も継続してB事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「B事業所では、私以外にC業務は二人が担当していた。」と陳述し、前述の同僚も、「当時、C業務従事者は3人いた。申立人の在職中に業務内容及び勤務形態に変化はなかった。」と陳述しているところ、申立人以外の同僚二人のオンライン記録を見ると、加入記録に空白期間が生じている者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保

除料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組織における昭和24年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっていることから回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人は、昭和28年4月頃までB事業所にC業務従事者として継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A組織は、昭和34年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、D組織保管のA組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳の申立人の欄を見ると、日付の記載は無いものの、申立人が昭和25年9月11日の資格の喪失に伴って健康保険被保険者証を返納したことを表す「証返納済」の押印が確認できるほか、同台帳の記録に不自然な点も見られない。

さらに、申立期間のうち、昭和27年7月1日から28年4月頃までの期間について、進駐軍従業員に係る社会保険の取扱いについては、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）に基づき、26年7月1日以降は、PX（物品の販売事業）等に使用される者は強制被保険者となるが、F業務及びG業務等に使用される者は強制被保険者とならないこととされている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月20日から5年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、B業務従事者として、平成3年8月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「私とほぼ同時期に入社した同僚1人と既に入社していた同僚2人は、入社と同じ時期に厚生年金保険に加入しているのに、私だけが未加入であるのはおかしい。」旨申し立てしているところ、当該同僚3人(申立人と同職種のB業務従事者)のうち2人が記憶する入社時期とオンライン記録における被保険者資格の取得時期はほぼ符合することが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立期間当時にA社で被保険者記録があり、申立人と同職種(B業務従事者)の者5人のうち、前述の3人を除く2人の元従業員についても、両名が記憶する入社時期とオンライン記録における被保険者資格の取得時期はほぼ符合していることが確認できる上、うち1人は、「私は、入社後すぐに厚生年金保険に加入し保険料を控除されていた。」と陳述し、残り1人も、「同僚と給料の話をした際、みんな一緒であり、入社後す

ぐに厚生年金保険に加入していたと思う。」と陳述しているところ、同社から営業権を譲り受けたとするC社は、「申立人の手続が、なぜこのようになっているのか分からない。」と回答している。

加えて、申立人は、試用期間が無かったとしているところ、前述の5人全員が、「試用期間は無かった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年2月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、当該事業所が平成6年11月1日に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、C社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの5年2月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る3年8月から5年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA船における船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年2月4日、資格喪失日は同年6月5日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間において、戦時加算該当船舶であるB社が所有するA船に乗っていたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月4日から同年6月5日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A船に乗った期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A船の所有者はB社であり、船籍はC市だったが、D市からE県へ向かう途中のF市付近で沈没した。

船員手帳は、A船が沈没した際に紛失したが、その代替として発行された雇止証明書及び遭難証明書を所持しており、申立期間に同船に乗っていたことは間違いないので、申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の陳述及び申立人提出の雇止証明書から、申立人が申立期間にA船にG業務従事者として乗船して勤務していたことが確認できる。

また、日本年金機構は、A船に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は残存していないとしているものの、同機構保管の戦時加算該当の船舶名簿を見ると、B社所有のA船は、申立期間を含む昭和19年1月1日から20年6月5日まで戦時加算該当船舶であったことが確認できる。

さらに、上記船舶名簿に記載の戦時加算該当期間の終了日は、申立人提出の

A船に係る遭難証明書記載の遭難日と一致していること、及び当時の船員保険法によると、戦時に際し、指定する区域を主として航行する船舶に被保険者が乗り組む場合は、被保険者期間を加算（戦時加算）する旨規定されていたことから判断すると、同船は、申立期間において、船員保険の適用船舶として扱われていたものと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る船員保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ及び被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間にA船で船員として乗って勤務したことが確認でき、申立てに係る船員保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA船における船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年2月4日、資格喪失日は同年6月5日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間において、戦時加算該当船舶であるB社が所有するA船に乗っていたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する船員保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月1日から50年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から50年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の全てではないが所持している給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和50年4月及び同年5月は18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人は給

与支払明細書を所持していない。しかし、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は49年10月の定時決定により18万円から13万4,000円に、50年10月の定時決定により13万4,000円から20万円に、それぞれ改定されているところ、申立人提出の49年1月、50年4月、同年5月、51年3月及び同年5月の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は同額であり、この間、厚生年金保険料率の変更は無かったことを踏まえると、申立人は、49年10月から50年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間についても、給与支払明細書で確認できる額と同額の保険料額が給与から控除されていたと認められる。したがって、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年1月については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。また、申立期間のうち、48年11月、同年12月、及び49年2月から同年9月までの期間については、前述のとおり、給与支払明細書で確認できる保険料控除額が同額であること等から、当該期間についても、申立人は、給与支払明細書で確認できる額と同額の保険料額を給与から控除されていたと認められるところ、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

したがって、申立期間のうち、昭和48年11月1日から49年10月1日までの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成7年10月1日から8年3月31日まで継続して勤務し、保険料も控除された。申立期間の給与支給明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の派遣スタッフ履歴一覧表及び申立人提出の給与支給明細書から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成8年3月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成3年8月5日、資格喪失日が8年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が被保険者資格の喪失手続を誤ったことが判明した。その後、同社は年金事務所に対して被保険者資格の喪失日の訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できなかったため、申立期間は年金額の計算の基礎とされない期間とされている。保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細書及びA社の回答から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を平成8年3月31日と誤って届けたことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日は、昭和19年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同営業所には、昭和13年4月頃から23年10月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録から、申立人が申立期間もA社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「昭和19年6月当時、A社の国内在籍者全員が団体郵便年金に加入しており、各営業所等を管轄する社会保険事務所に適用除外申請を行った。」としており、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る備考欄に「郵」の押印があり、昭和19年6月1日付けで資格取得及び資格喪失の記録があることから、申立人は、申立期間において団体郵便年金の被保険者であったため、厚生年金保険の適用を除外されたものと認められる。なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、同年6月1日に資格を取得し、23年11月1日に資格を喪失した旨の記録が確認できる。

さらに、社会保険庁（当時）の資料によれば、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労

働者年金保険の適用除外」、及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金加入の表示が有る場合は、昭和 22 年 9 月 1 日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間として認めることとするとされている。

なお、前述の被保険者名簿及び旧台帳の記録によると、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得しているところ、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、女子労働者等に係る保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足時の準備期間に当たるため、当該被保険者期間は、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の A 社 C 営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 19 年 10 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 営業所における昭和 19 年 10 月の社会保険事務所の記録（旧台帳の記録）から、50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月1日から同年4月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月12日から同年4月26日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和49年2月から勤務しており、申立期間の厚生年金保険料控除を確認できる給料支払明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の給料支払明細書及び事業主の陳述等から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和49年3月1日から同年4月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は、申立人の資格取得日を社会保険事務所（当時）に誤って届け出たと考えられるとしていることから、事業主が昭和49年4月26日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料

を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年2月12日から同年3月1日までの期間については、申立人提出の給料支払明細書を見ると、同年2月の厚生年金保険料控除の記載は無く、現在の事業主も、「元事業主は既に死亡しており詳しいことは分からないが、昭和49年2月は勤務日数も少なく試用期間扱いであったと思われる。」としている。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は27万円、同年12月10日は33万円、20年7月10日は27万円、同年12月10日は32万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年7月10日
④ 平成20年12月10日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に係る賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書及びA社提出の賃金台帳から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書等の保険料控除額から、平成19年7月10日は27万円、同年12月10日は33万円、20年7月10日は27万円、同年12月10日は32万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年7月10日、同年12月10日、20年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和37年10月30日から38年7月1日まで
③ 昭和63年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が前後の期間より低く記録されていることが分かった。夫は、昭和27年3月から63年7月末日まで同社に継続して勤務したので、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。また、申立期間②については、申立期間当時、同社の経営は順調であったことから、夫の給料が下がることは考えられないので、前後の期間と同額の標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社提出の人事記録等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和31年5月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和31年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社C営業所又は同社B営業所のどちらかが資格得喪の届出を誤ったと思われるとしていることから、事業主が昭和31年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人の妻は、申立期間当時、銀行の経営は順調であったことから、申立人の給料が下がることは考えられないので、前後の期間と同額の標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、申立人の妻は、申立期間当時の申立人の給与明細書等を保管しておらず、A社も賃金台帳など申立期間当時の関連資料を保存していないとしているため、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間当時に、A社B営業所において社会保険事務を担当していたとする元従業員は、「当時、A社B営業所においては、資格取得の際、残業手当を含めない報酬月額により、資格取得届が出されていた。」と陳述していることに加え、同人のオンライン記録を見ると、同社他営業所で資格を喪失した後、同社B営業所において資格を再取得した際に、申立人同様、標準報酬月額が下がっていることが確認できるところ、同人は、自身の被保険者記録について、「何もおかしくはない。」と陳述している。

さらに、A社C営業所及び同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③については、申立人の妻は、申立人がA社を昭和63年7月31日付けで退職し、同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年8月1日であると申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社提出の人事記録において、申立人の退職日は、いずれも昭和 63 年 7 月 30 日とされている上、同社は、「当社の人事記録から、申立人が、昭和 63 年 7 月 30 日付けで退職していることは明らかであり、同年 8 月 1 日付けで資格喪失の届出は行っていない。また、これにより、申立人の給与から同年 7 月の保険料控除は行っていないと思われる、社会保険事務所に当該期間に係る保険料の納付も行っていない。」としている。

このほか、申立人の申立期間③における勤務及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月3日から44年2月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和44年2月20日まで、勤務形態に変更はなく継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社提出の人事記録等から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、経理担当の元従業員は、「A社は、社会保険関係の説明及び事務をきっちり行っていたので、在籍期間中に保険料控除が途切れることはない。」としており、複数の元従業員は、「当時、正社員から非正規雇用になることはなかったため、退職するまで保険料控除が途切れることはなかったはずである。」と陳述している。

さらに、これら元従業員4人について雇用保険の加入記録を見ると、全員の資格喪失日が厚生年金保険の資格喪失日と符合していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の昭和42年10月1日の算定の記録

から、3万9,000円とすることが妥当である。なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は当時の資料が残っていないため不明としているものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和42年10月3日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から44年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、A社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年8月1日）及び資格取得日（昭和24年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和23年8月から同年11月までは2,100円、同年12月から24年4月までは3,600円、同年5月は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から24年6月1日まで

ねんきん特別便により、夫がB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。夫は昭和21年9月2日から同社に継続して勤務しており申立期間当時に一時退職したこともないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、B社本社において昭和21年9月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年8月1日に資格を喪失後、24年6月1日に同社本社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社提出の人事記録及び複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間もB社本社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と申立期間に同じ部署で勤務していたと陳述している元従業員は、「申立人は申立期間も継続してB社本社で勤務しており、勤務形態及び仕事の内容に変化はなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社本社における昭和23年7月及び24年6月の社会保険事務所（当時）の記録、並びに同時期に入社した同年代の元従業員の被保険者記録から、23年8月から同年11月までは2,100円、同年12月から24年4月までは3,600円、同年5月は4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年8月から24年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月21日から29年8月11日まで
② 昭和30年1月23日から31年2月20日まで

年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社B営業所及び同社C営業所での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求したこと及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する際、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間に挟まれたA社D営業所における被保険者期間については、申立期間に係る脱退手当金の計算の基礎とされず、未請求となっているところ、当該未請求となっている同社D営業所と申立期間である同社B営業所及び同社C営業所は同一企業であり、継続して勤務していた申立人がこれを失念して請求するとは考え難い上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金は、A社C営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和32年2月12日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 1 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時に給与が減額されたことはなく、また、保険料も減額されることなく控除されていたので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 57 年 4 月の随時改定（以下「57年随時改定」という。）により、32万円から16万円に減額され、申立人が資格を喪失する62年1月16日まで16万円のままとされていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、上記資格喪失後に雇用保険の基本手当を受給していることが確認できることから、申立人の離職時賃金日額は1万 1,889円であることから、当該金額を基に1か月当たりの報酬月額を試算すると、その額は約35万円であったものと考えられる。

また、昭和 60 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員について、同人から提出された申立期間の一部である同年 2 月分に係る給与明細書を見ると、給与支給額は 27 万 4,485 円（これに基づく標準報酬月額は 28 万円）と記載されており、厚生年金保険料控除額は、同人のオンライン記録における標準報酬月額（16 万円）ではなく、28 万円の標準報酬月額に見合う額とな

っている。

さらに、申立人は、「申立期間に仕事内容及び給与額に変動はなかった。」としているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和57年4月時点で被保険者資格が確認できる29人のうち、57年随時改定により減額変更されていることが確認できる25人（申立人を含む。）に照会し9人から回答を得たが、そのうち4人（4人全員が、57年随時改定により標準報酬月額が半額以下に減額変更されている。）も、「申立期間当時の給与支給額が減額されたことはなく、社会保険料控除額も同額であった。仮に、控除されている保険料が半額になっていたならば、そのことを覚えているはずである。」旨を陳述している。

これらを総合的に判断すると、雇用保険の加入記録、元従業員の給与明細書で確認できる保険料控除の状況及び元従業員の陳述から、A社の元従業員は、57年随時改定後も改定前と変わらぬ額の報酬の支払を受け、改定前と変わらぬ額の厚生年金保険料を控除されていたものと考えられる。

したがって、申立人は、申立期間において、57年随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和62年に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、オンライン記録における標準報酬月額と上記により認められる標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、標準報酬月額32万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は49万円、16年7月29日は35万5,000円、同年12月17日は50万円、17年7月31日は36万2,000円、同年12月31日は51万円、18年7月31日は37万2,000円、同年12月31日は52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年7月29日
③ 平成16年12月17日
④ 平成17年7月31日
⑤ 平成17年12月31日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年12月31日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給記録及び申立人提出の賞与明細書から、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額（平成15年12月17日は49万円、16年7月29日は35万5,000円、同年12月17日は50万円、17年7月31日は36万2,000円、同年12月31日は51万円、18年7月31日は37万2,000円、同年12月31日は52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて

いたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月17日、16年7月29日、同年12月17日、17年7月31日、同年12月31日、18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B営業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和19年7月25日）及び資格取得日（昭和22年9月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年7月から21年5月までは60円、同年6月から同年10月までは330円、同年11月は510円、同年12月から22年5月までは570円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月25日から22年9月1日まで

私は、昭和19年1月から24年8月1日までの期間、A社に勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B営業所において昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月25日に資格を喪失後、22年9月1日に同社B営業所において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社提出の申立人に係る在籍証明書等から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同日の昭和19年6月1日に被保険者資格を取得した多数の者について、団体郵便年金の加入を示す「㊤」の表示が有り、これらの者は申立人と同様に、その後一旦資格を喪失した後、団体郵便年金制度が廃止された22年9月1日に資格を再取得していることが確認できるところ、申立人については「㊤」の

表示が無いものの、同社は、「申立人は、申立期間も当社に正社員として継続して勤務しており、団体郵便年金制度が廃止された昭和 22 年 9 月 1 日に被保険者資格を再取得していることからすると、団体郵便年金に加入していた可能性がある。」としている。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同じく「㊟」の表示が無い元従業員の一人も、昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した後、一旦資格を喪失し、申立人と同日の 22 年 9 月 1 日に資格を再取得しているが、オンライン記録では、被保険者記録が空白無く継続していることが確認できる。

加えて、日本年金機構が保管する「団体郵便年金制度と厚生年金保険法との関係について」の資料によると、団体郵便年金の加入者については、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「適用除外者に対する被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金の加入の表示が有る場合は、昭和 22 年 9 月 1 日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間として認めることとされている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 営業所における昭和 19 年 6 月及び 22 年 9 月の社会保険事務所の記録並びに申立人と同年代の同僚の被保険者記録から、19 年 7 月から 21 年 5 月までは 60 円、同年 6 月から同年 10 月までは 330 円、同年 11 月は 510 円、同年 12 月から 22 年 5 月までは 570 円、同年 6 月から同年 8 月までは 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和48年5月7日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月7日から同年5月12日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には、昭和41年の入社から平成10年に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社提出の申立人に係る職歴証明書等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務（昭和48年5月7日にA社D営業所から同社C営業所に異動）していたことが認められる。

したがって、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和48年5月7日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、申立期間のうち、平成18年12月1日から19年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同事業所における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成18年12月1日）及び資格取得日（平成19年1月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年12月30日について、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月1日から19年1月1日まで
② 平成18年12月30日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答をもらった。同事業所には、平成16年から現在も継続して勤務しているので、申立期間①も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていた

のに、社会保険事務所に標準賞与額が記録されていないので、申立期間②の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人提出の平成18年分給与所得の源泉徴収票及び事業主の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収票により推認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、退職の事実がないのに、誤って申立人の資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったので、保険料は納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、前述の源泉徴収票及び事業主の陳述から、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出が遅れたので、保険料は納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月30日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月1日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及びA社の賃金台帳から、申立人が、申立期間にその主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和51年1月は17万円、同年2月から同年6月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月1日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。

当時の給料明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和51年1月は17万円、同年2月から同年6月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和46年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月25日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社からの出向で乗船したC社のD船下船後の期間であり、A社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、昭和46年8月25日に船員保険の被保険者資格を喪失後、同年11月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまでの同年8月から同年10月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、B社が提出した申立人に係る退職金計算書及び人事異動通知から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の担当者は、「申立人は、D船下船後の申立期間も継続して当社で勤務しているので、当該期間も厚生年金保険料を給与から控除していたものと思われる。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を控除していた場合、社会保険事務所に納付していたはずであると陳述しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和57年2月1日にA社に入社し、61年3月31日まで在籍していた。

給与支払明細書では、昭和61年3月の保険料が控除されている上、書類送付御案内書には、「月末在籍者には、請求がありますので差引きました。」と書かれているため、資格喪失日を同年4月1日としなければならないところ、誤って同年3月31日として届けられていると思われる。

申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与支払明細書及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年7月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から20年9月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、支給されていた給与額よりも低額となっている。

申立ての事実を確認できる給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成16年7月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はオンライン記録どおりの届出を行ったとしている上、事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の控え及びA健康保険組合から提出された申立人の申立期間に係る健康保険の標準報酬月額の記録が、オンライン記録と一致していることから、事業所は、給与明細書で確認できる保

除料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年1月から同年6月までの期間及び同年8月から20年8月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書を見ると、33万円から51万円程度までの給与が支給されている記載が有るものの、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額(平成16年1月から同年6月までは28万円、同年8月から19年8月までは24万円、同年9月から20年8月までは26万円)と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成15年9月から同年12月までの期間については、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる給与明細書並びに賃金台帳等の資料が無いことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月28日から23年2月1日まで

「ねんきん特別便」で父の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社及びB社（現在は、A社）に勤務した期間のうち、昭和22年8月28日から23年2月1日までの期間が未加入期間となっていた。当該期間も父が継続して勤務していたことが確認できる資料を提出するので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子が提出の申立人のA社に係る人事記録並びに同社提出の個人台帳及び同社からの回答から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和22年8月27日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、B社は、昭和23年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではないところ、上記の人事記録の異動歴欄には、事業所名の記載は無く部署名のみが記載されていること、及びA社から「申立人は申立期間には当社に所属していた。」旨の回答が有ることなどから、申立期間については引き続きA社において被保険者であったとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 22 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、400 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和28年4月17日から平成5年6月20日までA社に継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の申立人に係る資料及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間を含めてA社に継続して勤務し（A社C部門から同社D部門に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のA社D部門が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和30年7月1日であることから、同日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門における昭和30年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和52年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月21日から同年3月1日まで
年金事務所の記録では、C社のグループ会社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入であるとされている。

しかし、当時、私はC社D営業所から同社の子会社であるA社に転勤しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の辞令簿、E健康保険組合提出の「資格取得の証明書」及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に在籍が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間について、同社に継続して勤務し（昭和52年2月21日にC社D営業所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社では、「当時の資料は全く残っていないため、確認することはできないが、資格取得の届出の日付を誤っていると思われる。」旨回答している上、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の加入記録にお

ける資格取得日と同日になっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和52年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成17年1月から18年2月までは30万円、同年3月から19年3月までは28万円、同年4月から20年8月までは30万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、平成17年7月4日は30万円、同年12月27日は25万円、18年6月19日は28万円、同年12月22日は48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月1日から20年10月1日まで
② 平成17年7月4日
③ 平成17年12月27日
④ 平成18年6月19日
⑤ 平成18年12月22日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている（申立期間①）。

また、A社での賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い（申立期間②、③、④及び⑤）。

申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立て

ているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額（給与明細書が無い期間について、申立人提出の「平成18年度 市民税・県民税特別徴収税額の通知書」から推認できる報酬月額及び保険料控除額を含む。）から、平成17年1月から18年2月までは30万円、同年3月から19年3月までは28万円、同年4月から20年8月までは30万円、同年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年12月については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、当該期間は厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額については、申立人提出の給与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年7月4日は30万円、同年12月27日は25万円、18年6月19日は28万円、同年12月22日は48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成19年7月から20年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、平成15年7月8日は52万円、同年12月22日は43万1,000円、16年7月9日は63万8,000円、同年12月24日は35万6,000円、17年7月4日は51万3,000円、同年12月27日は70万5,000円、18年6月19日は44万4,000円、同年12月22日は27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月7日から20年10月1日まで
② 平成15年7月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月4日
⑦ 平成17年12月27日
⑧ 平成18年6月19日
⑨ 平成18年12月22日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている（申立期間①）。

また、A社での賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い（申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨）。

申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、A社提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成19年7月から20年9月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年1月から19年6月までの期間について、A社提出の賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、当該期間は厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額については、A社提出の賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月8日は52万円、同年12月22日は43万1,000円、16年7月9日は63万8,000円、同年12月24日は35万6,000円、17年7月4日は51万3,000円、同年12月27日は70万5,000円、18年6月19日は44万4,000円、同年12月22日は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年11月1日から45年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、6万4,000円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和51年9月及び52年9月に係る申立人の標準報酬月額の記録については、51年9月は6万8,000円、52年9月は7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から54年2月1日まで
年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間のうち、昭和44年9月から45年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は6万円と記録されているが、当該申立期間のうち、44年11月から45年9月までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の標準報酬月額は6万4,000円と記録されていることが確認でき、事業主は、社会保険事務所に対して申立人の44年11月から45年9月までの期間に係る標準報酬月額を6万4,000円と届け出たことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を6万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例

法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和51年9月は6万8,000円、52年9月は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和61年2月1日に適用事業所ではなくなっている上、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年11月から51年8月までの期間、同年10月から52年8月までの期間、同年10月及び53年1月から同年12月までの期間について、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と比べて同額又は低額であることから、当該申立期間は、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和44年9月から49年10月までの期間、52年11月、同年12月及び54年1月について、申立人は、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給料支払明細書を所持していない上、前後の期間の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から推認しても、当該申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額（昭和44年11月から45年9月までの期間については、前述の訂正後の標準報酬月額）に基づく保険料額を上回る保険料額が控除されていたことはうかがえない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立人の当該申立期間に係る標準報酬月額の訂正及び遡及減額等の不自然な処理が行われた事跡は無い上、ほぼ同年代の者を含む他の同僚の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低額であるような状況も認められない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年2月から15年3月までは38万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は38万円、16年1月は41万円、同年2月は38万円、同年3月は41万円、同年4月から同年6月までは38万円、同年7月は41万円、同年8月から同年10月までは38万円、同年11月から17年2月までは41万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月から19年6月までは38万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月から20年1月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から20年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かったので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年1月から20年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細一覧において確認できる保険料控除額から、15年1月から同年3月までは38万円、給与明細一覧において確

認できる報酬月額（給与明細一覧に記載されている「非税通勤費2万5,000円」については、事業主が「マイカーの業務使用費として支給している。」旨陳述していること、及び支給額が他の同僚と同額であることから、報酬月額に含まれる通勤費には該当しないと考えられるため、当該報酬月額は非税通勤費2万5,000円を除いた額とすることが相当である。）から、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は38万円、16年1月は41万円、同年2月は38万円、同年3月は41万円、同年4月から同年6月までは38万円、同年7月は41万円、同年8月から同年10月までは38万円、同年11月から17年2月までは41万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月から19年6月までは38万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月から20年1月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成14年2月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、給与明細一覧の提出は無いものの、金融機関発行の預金取引明細書及び前述の給与明細一覧において確認できる給与振込額の比較により推認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細一覧において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の実際の報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和60年2月から同年9月までは28万円、同年10月から61年12月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月1日から62年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認（給料支払明細書が無い昭和61年8月は、前後の期間に係る給料支払明細書の保険料控除額から推認）できる保険料控除額から、昭和60年2月から同年9月までは28万円、同年10月から61年12月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和62年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、既に死亡していることから、申立期間当時の状況は不明であるもの

の、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年9月まで

私は、平成8年1月に会社を退職後、国民年金の切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

年金手帳がオレンジ色から青色に変わった頃、以前所持していたオレンジ色の年金手帳には、申立期間の記載があったはずであるのに、新しくもらった青色の年金手帳には、その記載が無かったので、A市役所に出向いて調査してもらったところ、窓口の職員から「コンピュータに入っているので大丈夫です。安心してください。」と言われた。

申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済みとされていないのはおかしいので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録及び申立人が申立期間の記録を調査してもらったとするA市の被保険者名簿によると、申立人が申立期間後に再就職したB社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成9年3月26日に初めて国民年金の第1号被保険者の資格を取得していることが確認できる上、その記録は、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載された最初の資格取得日とも一致している。この場合、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月前の期間であることから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、基礎年金番号に設定された申立人の厚生年金保険被保険者記号番号以外に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により氏名検

索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、現在まで数回にわたり再就職しているが、会社退職後における国民年金への切替手続及びその納付状況に関して、申立人から具体的な陳述が得られない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和46年5月に会社を退職後、具体的な時期は定かではないが、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金の加入を勧められたので、同時に国民年金の加入手続も行った。その時、これまでの国民年金保険料をまとめて納付して以降は、3か月ごとに来る集金人に保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。その後、B市へ転出してからは、同市の「納付通知書兼領収書(納付書)」で保険料を納付していた。

私は、いかなる支払も真面目にきっちり納付しなければ納得できない性分であり、特に年金に関しては義務感をもって納付してきたのに、申立期間の2年間のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和46年10月28日にA市で発行された国民年金手帳の昭和46年度印紙検認記録欄を見ると、申立人が会社を退職した昭和46年5月から同年12月までの国民年金保険料について手帳発行日と同じ日に市役所窓口でまとめて納付したことを示す検認印とともに、47年1月から申立期間直前の同年3月までの保険料を同年4月21日に同市の集金人に納付したことを示す検認印が確認できるが、昭和47年度以降の印紙検認記録欄には検認印が見当たらない上、右側の印紙検認台紙が切り取られずに残っていることから、当該年金手帳からは、申立人が同市において申立期間の保険料を集金人に納付していたことを推認することはできない。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和49年度にA市からの職権による転入処理を行ったことを示すゴム印が確認できるほか、昭和49年10月に申立期間直後の同年4月から50年3月までの1年分の国民

年金保険料をまとめて現年度納付したことが記録されており、申立人も、当該期間の保険料を納付したことを示す同市の「納付通知書兼領収書」を所持していることから、これらを踏まえて、申立人に申立期間当時の状況について改めて事情を聴取したところ、「昭和 47 年頃から B 市に居住し、独立して事業を開始したが、市役所で住民票の異動届を提出すれば、国民年金の住所も自動的に変更されるものと思っていたので、自ら国民年金に関する住所変更手続を行った記憶はない。」と陳述している。この場合、申立期間は、申立人が B 市に居住していたことになり、A 市の集金人が申立人の保険料を徴収することができないものと考えられる上、昭和 49 年度に職権転入後の B 市では、申立人が申立期間直後の保険料をまとめて現年度納付した昭和 49 年 10 月時点において、申立期間の保険料は、別途社会保険事務所(当時)が作成する国庫金納付書を使用して納付することとなる過年度保険料であり、現年度保険料しか取り扱わない同市の「納付通知書兼領収書(納付書)」で納付することはできないものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、上記国民年金手帳及び「納付通知書兼領収書」以外に申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 60 年 3 月まで

私は、国民健康保険と国民年金は同時に加入するものと考えていたので、昭和 57 年 2 月に会社を退職後すぐに、A 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その後は、送付されてくる納付書で、税金及び他の保険料と同様に、国民年金保険料を金融機関で毎月納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

また、平成 9 年に私の基礎年金番号通知書が 2 通も送付されてきたので、そのことを当時勤務していた会社に伝えると、会社の方の番号をいかすと言われ、もう 1 通の番号はそのままにしておいた。私は、これが未納とされている期間の基礎年金番号であったと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 2 月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、その約 4 年後の 61 年 1 月 29 日に加入手続が行われたことが具体的に記録されている上、その時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等とも符合しており、申立人が会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 57 年 3 月 1 日まで遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できる。この場合、当該加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については、別途国庫金納付書を使用して遡って納付することとなる過年度保険料であるが、申立人は、会社退職後の現年度納付を主張しており、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述して

いる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を毎月現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も年金手帳は現在所持する年金手帳以外にないと陳述している。

さらに、申立期間は3年間以上に及び、毎月金融機関で納付してきたとする申立人の納付記録が、これほどの長期間にわたり、連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の基礎年金番号は、当該制度が導入された平成9年1月1日時点において、当時加入していた厚生年金保険被保険者記号番号以外に、申立人がその直前の8年8月まで加入していた国民年金手帳記号番号に基づく基礎年金番号が同時に交付されている。その原因としては、申立人による国民年金の喪失手続が適時に行われなかった可能性が考えられるものの、手帳記号番号が設定された基礎年金番号は、9年10月になって、厚生年金保険被保険者記号番号が設定された現在の基礎年金番号に統合された上で重複取消しされていることから、これにより、従前の国民年金に関する資格記録及び納付記録が失われることはなく、統合前の基礎年金番号で管理されていた昭和57年3月以降の国民年金被保険者期間のうち、申立期間直後の60年4月から平成8年8月までの期間は、現在の基礎年金番号においても国民年金保険料の納付済期間として記録されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から53年2月まで

私の国民年金については、昭和46年頃に母が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私が渡していた生活費から、母が、毎月国民健康保険料と一緒にA市役所B支所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録について調査すると、オンライン記録には申立人の国民年金の加入記録は見当たらず、申立期間当時の申立人の住所地であったA市においても申立人の被保険者名簿は見当たらないことから、申立人に係る国民年金の加入手続は行われておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立人は、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親が全て行ったがその具体的な状況を聞いたことはないと陳述しており、その母親は既に亡くなっていることから、申立人に係る申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する事情は聴取できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は、78か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、国民年金保険料の収納及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年3月まで

昭和51年*月に私がA市役所へ子供の出生届を提出に行ったとき、近所に住んでいる女性で、国民年金課で働いている方に市役所の中で会い、国民年金の加入を強く勧められた。今、支払っておけば20年遡って納めたことになると言われたので、国民年金の加入手続きを行い、2日ほどして、妻と私の二人分の国民年金保険料として約20万円を市役所の窓口で納付したことを覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年*月頃に国民年金に加入し、夫婦それぞれ資格取得の要件を満たした日まで遡った国民年金保険料を、A市役所で一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立てのとおり、昭和51年*月に夫婦共に加入手続きを行っていることが確認できる。しかし、この加入手続き時点において、申立期間のうち、36年4月から48年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料は、当該加入手続き時点において、過年度納付することが可能であるが、制度上、市役所で納付することはできない。

さらに、昭和51年*月頃は特例納付実施期間ではないため、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料を特例納付することもできない。

加えて、申立人夫婦が、国民年金に加入して以降、特例納付することが可能であった第3回特例納付実施期間に申立期間の国民年金保険料を特例納付し

た場合、保険料額は夫婦で合計 111 万 2,000 円となり、夫婦の保険料として約 20 万円を納付したとする陳述と符合しない。

このほか、申立人夫婦に係る A 市の被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立人の申立期間直後の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの 12 か月の国民年金保険料が同年 8 月に過年度納付されているが、申立人の妻の当該期間の保険料が過年度納付された事跡は確認できない。このことについて、当時、受給権確保の観点から、35 歳以上の者で、60 歳に到達するまでの間未納無く保険料を納付したとしても受給資格期間が不足する者を対象に過年度納付の勧奨を行っていたと考えられ、加入手続時点において、申立人は 35 歳*か月、その妻は 29 歳*か月であり、申立人は受給権を確保するためには 6 か月分の保険料が不足していたことから当該過年度納付を行う必要があったが、申立人の妻にはその必要がなかったことが理由であると考えられる。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した際、名刺ぐらいの大きさの領収証書を 1 枚受け取ったように思うと陳述しているが、制度上、領収証書は被保険者ごとに交付されており、二人分の領収証書を 1 枚にまとめて交付することはないことから、当該領収証書は申立人の過年度納付分の領収証書であった可能性を否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、昭和 36 年 3 月及び 37 年 7 月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号は、いずれも払出し後に取消しされている。そのほか、それ以外の手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から51年3月まで

昭和51年*月に夫がA市役所へ子供の出生届を提出に行ったとき、近所に住んでいる女性で、国民年金課で働いている方に市役所の中で会い、国民年金の加入を強く勧められた。今、支払っておけば20年遡って納めたことになると言われたので、国民年金の加入手続きを行い、2日ほどして、夫が二人分の保険料として約20万円を市役所の窓口で納付したことを覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年*月頃に申立人の夫が国民年金の加入手続きを行い、夫婦それぞれ資格取得の要件を満たした時まで遡った国民年金保険料をA市役所で一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立てのとおり、昭和51年*月に夫婦共に加入手続きを行っていることが確認できる。しかし、この加入手続き時点において、申立期間のうち、42年2月から48年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料は、当該加入手続き時点において、過年度納付することが可能であるが、制度上、市役所で納付することはできない。

さらに、昭和51年*月頃は特例納付実施期間ではないため、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料を特例納付することもできない。

加えて、申立人夫婦が、国民年金に加入して以降、特例納付することが可能であった第3回特例納付実施期間に申立期間の国民年金保険料を特例納付し

た場合、保険料額は夫婦で合計 111 万 2,000 円となり、夫婦の保険料として約 20 万円を納付したとする陳述と符合しない。

このほか、申立人夫婦に係る A 市の被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立人の夫の申立期間直後の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの 12 か月の国民年金保険料が同年 8 月に過年度納付されているが、申立人の当該期間の保険料が過年度納付された事跡は確認できない。このことについて、当時、受給権確保の観点から、35 歳以上の者で、60 歳に到達するまでの間未納無く保険料を納付したとしても、受給資格期間が不足する者を対象に過年度納付の勧奨を行っていたと考えられ、加入手続時点において、申立人の夫は 35 歳*か月、申立人は 29 歳*か月であり、申立人の夫は受給権を確保するため 6 か月分の保険料が不足していたことから、当該過年度納付を行う必要があったが、申立人にはその必要がなかったことが理由であると考えられる。

また、申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した際、名刺ぐらゐの大きさの領収証書を 1 枚受け取ったように思うと陳述しているが、制度上、領収証書は被保険者ごとに交付されており、二人分の領収証書を 1 枚にまとめて交付することはないことから、当該領収証書は申立人の夫の過年度納付分の領収証書であった可能性を否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

昭和50年12月24日に、私、夫及び息子の3人でA市役所B支所へ行き、私の国民年金の加入手続をした時に、夫の昭和50年度の国民年金保険料を庁舎内の銀行窓口で納付した。

そして、私の国民年金の加入手続が済み、私の国民年金保険料を納付するときは、午後3時を過ぎており、銀行窓口が閉まっていたため納付できなかった。

当時、私は、出産を控えていたために、再度、A市役所B支所まで出向ける状況ではなく、その事情を職員に説明した上で、申立期間の国民年金保険料を職員に預け、翌営業日の入金を依頼したが、受領証及び領収書等をもらった記憶はない。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月24日にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を窓口の職員に預けたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和51年2月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日の原因等の欄に「50. 12. 24」の印が確認できることから、申立人は、申立てのとおり、国民年金の加入手続を50年12月に行ったと推定される。

しかし、この加入手続時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、制度上、市役所で納付することはできない上、A市では、「市役所で収納できない過年度保険料を市役所の窓口で預かることはなかった。」

と回答している。

また、社会保険事務所(当時)又は金融機関が過年度保険料を収納した場合、領収証書が発行されるが、申立人は、A市の職員に申立期間の国民年金保険料を預けた際に受領証をもらったこと、及びその後、領収証書をもらった記憶はないと申し立てており、申立内容の不自然さは否めない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人から、申立人が申立期間の国民年金保険の料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

私がまだ学生であった20歳の頃、母の勤務先の男性社員に、私の国民年金の加入手続をしてもらい、当時、金銭的な余裕はなかったため、併せて申立期間の免除申請の手続もしてもらったと母から聞いている。

その後、私の周囲の人から免除承認された期間についてもできるだけ納付したほうが良いと聞き、平成5年又は6年頃に、A市役所の国民年金課に行き、窓口で住所変更の手続をした際に、その担当者に免除期間を追納したいと相談したところ、「ここではできない。」と言われ、敷地内の窓口で9万円ないし10万円ぐらいの申立期間の国民年金保険料を納付した。そのとき、領収書はもらえなかったが、その窓口の担当者は、「大丈夫ですよ。きちんと記録しておくので心配ありませんよ。」と言っていたことをよく覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年又は6年頃にA市役所で申立期間の国民年金保険料を追納したと申し立てているが、制度上、追納保険料を市役所で納付することはできず、A市では、「追納保険料の納付の相談があった場合、市役所窓口では納付できないことを説明し、近くにある社会保険事務所(当時)を案内していた。」と回答している。

また、日本年金機構では、「追納する場合、まず、追納申込書に期間等を記入してもらい、社会保険事務所で受付をしていた。受付後、社会保険事務所承認した場合、本人宛てに追納用の納付書を送付し、保険料を追納してもらっていた。」と回答しているが、申立人に係るオンライン記録を見ても、追納用

の納付書が発行された事跡は確認できず、申立人も追納申込書を提出したかどうかは覚えていないと陳述している。

さらに、申立人が追納したとする当時、既に国民年金保険料の収納等に係るオンライン処理が導入され、記録管理が強化されており、申立期間の保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が発生したとは考え難い。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料を追納したとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年3月まで

私の父親は、申立期間当時、B職を勤める傍ら、C職として国民年金保険料の集金を担当しており、学生でA市に住んでいた私に代わって、昭和46年8月頃に国民年金への加入手続を行い、その後、私の保険料を納付してくれた。

また、「おまえの保険料はお父さんが支払っておく。」と、父親が言っていたことを覚えているし、現に結婚した年の昭和49年度の国民年金保険料も父親が納めてくれて、国民年金手帳も渡してくれた。

申立期間の国民年金保険料は間違いなく父親が納付しているので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月頃に、その父親が申立人に係る国民年金への加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人が国民年金への加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている被保険者の任意加入日から、48年8月ないし同年9月頃と推認できる上、D市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人は、申立期間以降の同年8月17日を資格取得日として強制加入している旨記載されていることが確認でき、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界しているため保険料の納付状況が不明である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年5月まで

私は、昭和36年7月に資格取得の要件を満たしたので、母親が私に代わって国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。

また、資格取得の要件を満たした当時、私は会社に勤めていて厚生年金保険に加入していたが、20歳以降の会社勤めの間は、重ねて国民年金保険料を納付していたように思う。

さらに、私は昭和38年*月に子供を出産したが、出産前に母親から、「国民年金の保険料は掛けておいたよ。」と聞いた記憶もある。

申立期間が未加入期間とされているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年7月頃にその母親が、資格取得の要件を満たした申立人に係る国民年金への加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年6月に払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者である申立人は、同年6月4日を資格取得日として国民年金に任意加入していることが確認でき、オンライン記録の内容と一致するとともに、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認した

が、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界しているため納付状況が不明である上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年9月までの期間、51年4月から53年3月までの期間及び同年4月から54年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から49年9月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで
③ 昭和53年4月から54年12月まで

私の国民年金への加入手続は、結婚する前に母親がしてくれたのだと思う。昭和50年10月に結婚してから、国民年金と国民健康保険の保険料を婦人会の役員が年4回ほど集金に来るようになり、妻が申立期間②及び③の保険料夫婦二人分を集金人に納め続けてきた。

申立期間①の国民年金保険料については、私が事業を始めた昭和53年頃に、約30万円を納めなければ不都合なことになるというはがきによる督促を受けて、夫婦二人分で30万円ほどの金額を妻が遡って分割で納めた記憶がある。

結婚後しばらくたった時に、上記の集金人による事件が起こり、その時期と申立期間②がほぼ重なる上に、申立期間③は事業を始めた直後の時期に当たり、所得が免除を受けられるほど低くはなく、免除申請をした記憶もないことから、未納及び申請免除とされていることに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和53年頃、申立期間①の国民年金保険料及び妻自身の未納期間の保険料を遡って分割により納付したとしているが、申立人の妻自身についての納付した期間は分からないとするなど納付の記憶は曖昧であり、保険料の納付の状況が不明である。

また、申立期間②について、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、

夫婦二人分の保険料を集金人に定期的に納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人の妻に係る加入手続が行われた時点は、妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、申立期間②より後の昭和 53 年 9 月頃と推認され、申立人の妻が申立期間②に係る妻自身の保険料を集金人に定期的に現年度納付することはできず、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間③について、申立人及びその妻は免除申請をした記憶はないとしているが、A市の被保険者台帳によると、申立人及びその妻について当該期間が申請免除期間であると記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、昭和 50 年 10 月の結婚後しばらくたった時に集金人による事件があり、申立期間②及び③が未納及び申請免除とされているのはその影響が考えられるとしているが、A市によると、上記のような事件が発生したとする記録は無いとしている上、申立期間②及び③に係る申立人の国民年金保険料の納付に関連して、不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)も無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年12月まで

私は母親から、加入手続についての記憶はないが、私が資格取得の要件を満たした頃に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、銀行の窓口で保険料の納付を始めたと聞いた事がある。私は当時学生だったため、保険料の納付は母親に任せていたが「保険料は支払っているよ。」と言われていた。平成8年1月から急に支払い始めたことになっているが、そんなおかしなことはないと思う。

私の姉は、名字の読み方が「A」になっている期間が未納とされていたことがあるので、私についても「A」で登録された別の記録がある可能性があると思う。

申立期間は国民年金保険料を納付していたはずであるので、調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、資格取得の要件を満たした頃に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立人の母が納付し始めたとしているところ、申立人の納付記録を見ると、申立期間後の期間である平成8年1月及び同年2月並びに平成9年度の保険料が平成10年2月20日に初めて納付されて以降、8年3月から9年3月までの期間の保険料が10年4月から11年3月にかけておおむね毎月納付されており、申立内容と異なっている上、10年2月に保険料を納付された時点では申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その双方を行っていたとする申立人の母は加入手続の記憶はなく、過年度納付の記憶もないとしているなど、加入手続及び保険料の納付の状況は不明で

ある上、申立期間の保険料について、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「A」で登録された別の記録がある可能性があると主張していることから、「A」を含めた種々の氏名による検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から50年3月まで

国民年金の加入については、時期ははっきりとは覚えていないが、昭和50年頃、A市役所（現在は、C市）の女性職員が、夫婦で経営していた店を訪れ、加入を勧められたので、夫が夫婦二人分の手続を行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料についても、はっきりとは覚えていないが、加入手続の際に、過去の未納分を遡って納付できると聞いたので、夫が、手元に置いてあった現金で、夫婦共に資格取得の要件を満たした日から昭和50年3月までの期間を遡って、夫婦二人分の保険料を一括して集金人に納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市において、国民年金へ加入手続後に、夫婦二人分の国民年金保険料について、共に資格取得の要件を満たした日から昭和50年3月までの期間について、遡って一括して納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、同年11月11日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期は、第2回特例納付実施期間に当たっていたことから、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付することは可能である。

しかし、特殊台帳を見ると、申立人の夫については、これより前の、昭和37年6月29日にB市において払い出された国民年金手帳記号番号により、夫自身の38年1月から47年3月までの国民年金保険料について、昭和44年度分を除き納付済みであり、また、47年度から49年度までの保険料について現年度納付していることが確認でき、夫婦二人分を一括して遡って納付したと

する陳述と符合しない上、一旦、申立人と連番で払い出された申立人の夫に係る手帳記号番号については取消処理が行われている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしているものの、特例納付保険料については、集金人が取り扱うことはなく、社会保険庁（当時）発行の納付書による金融機関等での納付が通例であり、制度状況とも符合しない。

さらに、A市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間について、国民年金保険料の納付の事跡は確認できず、また、申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から57年3月まで

私は、昭和49年3月に結婚したが、しばらくは国民年金には加入していなかった。

しかし、家族で実家に戻った昭和52年4月頃、親から国民年金に加入し国民年金保険料を納付するよう、うるさく言われたので、その頃にA市役所へ加入手続きに行き、加入後は毎月保険料を納付していた。

最近になって「ねんきん特別便」を見て、5年間の未納期間があることを知ったが、申立期間当時は実家の事業を手伝い、給料をもらっていたので、国民年金保険料は絶対に納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月頃、国民年金の加入手続きを行い、それ以降の期間の国民年金保険料を納付したとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において57年10月12日に払い出されており、申立ての加入時期とは符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和52年4月から55年6月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、同年7月から57年3月までの保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立人は保険料を遡って納付したことはないと陳述している。

さらに、申立期間後の転居先であるB市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間に係る国民年金保険料の納付の事跡は確認できない。

加えて、申立期間は5年に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金

保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から41年3月まで

国民年金の加入については、昭和37年9月に会社を退職して、兄が開業した店に住み込みで働くようになった際に、近所に住む女性に国民年金への加入を勧められたので、手続を行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料については、私自身は、昼間はB業務等により不在であることが多かったため、兄が、自分たち夫婦や弟たちの分と一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年9月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、その約4年後の41年6月1日に、申立人の兄夫婦及び弟夫婦と連番で払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、その発行日は手帳記号番号の払出日と同日であり、申立ての加入時期とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間のうち、昭和37年9月から38年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、39年1月から41年3月までの保険料は、過年度保険料となり、現年度保険料のみを取り扱うことが通例であるA市の集金人に納付することはできない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、検認記録欄は昭和41年度から始まっており、申立期間に係る納付記録は無く、また、申立人は、当該手帳より以前に別の手帳を所持していた記憶はないとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は3年7か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から41年3月まで

私が資格取得の要件を満たした昭和38年頃、既に国民年金に加入していた私の父親が、自宅に来る集金人に私の国民年金の加入手続を行い、47年に私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

その間、市役所窓口で納付したこともあったが、その場合でも、父親が家族3人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたはずである。

両親の申立期間の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、資格取得の要件を満たした昭和38年頃に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和42年3月頃に払い出されたと考えられ、また、申立人が所持する国民年金手帳の最初の検認印の日付は同年1月26日となっていることから、加入手続はこの頃に行われていたと考えられ、申立ての加入時期とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間のうち、昭和38年11月から39年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、40年1月から41年3月までの保険料は、過年度保険料となり、現年度保険料のみを取り扱うことが通例であるA市の集金人及び市役所窓口で納付することはできない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、検認記録欄は昭和41年

度から始まっている上、上記のとおり、当該年度のうち、昭和 41 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、加入当初の 42 年 1 月 26 日に一括して納付していることが確認でき、また、申立人は、当該手帳より前に別の手帳を所持していた記憶はないとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 25 日から 35 年 10 月 1 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社B営業所における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社B営業所は、「申立期間当時は、退職者に対し脱退手当金に関する説明を行い、脱退手当金の代理請求及び代理受領をしていた。脱退手当金は退職金と併せて支給していた。」と回答している上、オンライン記録において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる元従業員も、「担当者から脱退手当金の説明を受け、会社を通じて請求を行った。脱退手当金は、会社から受け取った。」と陳述しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約2か月後の昭和35年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

大阪厚生年金 事案 11899（事案 7701 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 21 日から 6 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には申立期間も継続して勤務していたので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、申立期間の一部について勤務は推認できるものの、申立期間当時、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる等として、記録の訂正は認められなかった。

前回の申立てにおいて、申立期間当時の事業主が連絡先不明のため、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できないとされたが、元事業主の連絡先が判明したので、同人から申立期間当時の状況を確認するとともに、当時の事情を知っている元同僚及び同人の妻にも確認してほしい。

また、申立期間当時の契約台帳も提出するので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間の一部においてA社に勤務していたことが推認できるものの、i) 同社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない、ii) オンライン記録を見ると、申立期間当時の同僚には約 1 年 8 か月間の未加入期間があり、申立人が同社の社員であったとする二人は、同社における被保険者期間が見当たらない、iii) 申立期間当時の申立人の上司が、「A社又は同社の親会社で勤務していた申立期間当時に約

2年間の未加入期間があり、その間は健康保険被保険者証の交付も無く、厚生年金保険料も控除されていなかったように思う。」と陳述している、iv) 同社の取締役であった者10人（申立人を含む。）についてオンライン記録を見ると、そのうち5人が、取締役就任期間の全部又は一部の期間において厚生年金保険に未加入となっていることから、申立期間当時、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる等として、既に当委員会の決定に基づき、22年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提供を受けた情報を基に申立期間当時の事業主に連絡したが、同人は、「古い話なので、今となっては資料も無く、何も話すことはない。」旨陳述している。また、申立人が当時の事情を知っているので確認してほしいとする元同僚は既に死亡しており、同人の妻からも、申立人について具体的な陳述を得ることができず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立人は、新たな資料として申立期間当時の契約台帳を提出しており、同台帳において、申立人が担当者となっている契約の契約日が申立期間内の日付であることから、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時もA社で勤務していたことが推認できる。しかし、当該台帳に記載されている担当者についてみると、オンライン記録において、同社又は同社の親会社であるB社で加入記録が確認できない者が7人、加入記録は確認できるものの、被保険者期間中ではない時期に契約日がある者が5人確認できることから、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11900 (事案 6520 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 16 日から 41 年 1 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、一連の事務処理に不自然さやうかがえない等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

私は、前回の申立て時に、申立期間について、退職金として7万円を受け取ったと書いたことが理由で、記録の訂正が認められなかったとの返事を受けたが、事業所が代理請求するとは考え難いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されていること、ii) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「前回の審議において、申立期間について退職金として7万円を受け取ったと書いたため、それが脱退手当金ではないかとの理由で、訂正不要と判断されたとの返事を受けた。しかし、事業所が代理請求したとは考え難く、納得できない。」と申し立てしているところ、当委員会は、前述の判断理由をもって決定しており、当該退職金については、当委

員会事務室から申立人へ判断理由を説明する際、同僚が、「退職金と思っていたものが、脱退手当金だった。」と陳述していることを併せて説明したにすぎない。

また、申立人は、「退職金として7万円を受け取ったと書いたこと以外で判断されたとしても、状況だけで判断しており、納得できない。」とも申し立てているところ、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給された事になっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前回の判断の理由のとおり年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、今回、新たに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とおおむね同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し脱退手当金の支給記録が有る元従業員3人について調査したところ、申立人同様、全員に「脱」の記載が確認できる上、そのうち1人は、脱退手当金を受給したと回答していることから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 21 日から 29 年 10 月 1 日まで
② 昭和 29 年 10 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和 38 年 9 月 11 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

大阪厚生年金 事案 11902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社は、私が事業主に依頼して厚生年金保険の適用事業所になったのに、適用事業所になって1か月で退職するはずがない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 37 年 9 月 1 日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、平成 14 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 11 人に照会し 7 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態等を記憶している者はいない。

さらに、申立人が、A社で社会保険事務を担当していたとする元同僚の雇用保険の加入記録を見ると、資格取得日は昭和 37 年 10 月 1 日であり、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日（昭和 37 年 11 月 1 日）と一致しないことから、同社では、申立期間当時、必ずしも厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させていなかったことがうかがえるところ、同人は、「申立期間当時、私が社会保険事務を担当していたと思うが、厚生年金保険に加入する前に給与から保険料を控除することはなかったと思う。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄（昭和 36 年 9 月 1 日に取得分）

には、申立人が資格の喪失に伴って昭和 36 年 10 月 25 日に健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）へ返納したことを表す「36.10.25 証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月から 34 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、C社に出向して、D業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の社会保険事務担当者は在籍しておらず、人事記録等の書類も保存していないことから、申立人の勤務期間、給与支給額及び保険料控除の状況等は不明である。」としており、同社から申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、申立人が、ほぼ同時期に入社し同職種の業務に従事していたとする元同僚のオンライン記録を見ると、申立人がA社を退職したとする昭和34年2月から約6か月後の同年8月5日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同人は、「C社に出向していた時に病気になったが、会社から社会保険に加入していないので、病院の領収書を提出すれば全額負担すると聞いたことから、当時、社会保険に加入していないことは分かっていた。」と陳述している。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として記憶している一人も、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が見当たらない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員は、「私は、昭和31年3月にA社(本社)に入社し、1年6か月の試用期

間の後、社会保険に加入した。当時、同社では入社してすぐに退社する者も多くおり、試用期間が有ることは、当然だと思っていた。」と陳述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 27 日から 53 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間当時の給与明細書等を保管しており、昭和 52 年 12 月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社の給与明細書から、申立人は、昭和 52 年 12 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかし、A社は、「申立人の在籍期間は、昭和 52 年 4 月 1 日から同年 12 月 26 日までで、同年の最終出勤日は不明である。」と回答している。

また、雇用保険の加入記録における申立人のA社の離職日は、昭和 52 年 12 月 26 日であり、オンライン記録と符合している上、企業年金連合会保管の厚生年金基金加入員台帳及びB健康保険組合保管の被保険者名簿における申立人の資格喪失日は同年 12 月 27 日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した元従業員 48 人に照会し 16 人から回答を得たが、そのうち 15 人は申立人を覚えておらず、残る 1 人も、「申立人は覚えているが、いつまで勤務していたか分からない。」と陳述している。これらのことから、申立人は、昭和 52 年 12 月 26 日までA社に勤務し、同年 12 月 27 日は在籍していなかったと考えるのが自然である。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪

失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 52 年 12 月 27 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11905（事案 3032、4984 及び 7759 の再々々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月から 7 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額に比べて低いことが分かった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、事業所が保管する届出関係書類の内容と年金記録の内容が一致している、及び申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない等の理由で、3度の申立ては認められなかった。

今回、A社が作成した給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社提出の「被保険者標準報酬決定通知書」等の記載内容と社会保険庁（当時）の記録は一致している、ii) 同社には、申立期間当時の賃金台帳、給与支払明細書等の資料が保存されておらず、申立期間に当たる平成 6 年 10 月から適用される定時決定に係る算定基礎届に過誤があったか否かを明らかにすることはできない、iii) 申立人提出の預金通帳の写しに記載されているA社からの振込金及び申立人提出の「法定福利厚生費」が記載された資料並びに申立人と同社が交わした「嘱託労働契約書」から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、21 年 2 月 6 日付け、同年 12 月 11 日付け及び 22 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料控除額等が確認できる資料として、A社

作成の「平成5年分 給与所得の源泉徴収票」を新たに提出しているが、当該資料に記載されている「社会保険料等の金額」は、前回の申立て時に申立人が提出した「平成6年度 市・県民税特別徴収税額の個人別明細」に記載の社会保険料と同様、平成5年1月から同年12月までの期間に申立人が支払った社会保険料額であり、当該資料からは、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人は、今回提出した「平成5年分 給与所得の源泉徴収票」の内容に誤りがあり、A社の事務処理がずさんであったことが分かるので、申立期間についても同社の事務処理がずさんであったことを認めて記録を訂正してほしいと申し立てているが、当該源泉徴収票に記載されている収入額及び社会保険料額は、前回の申立時に申立人から提出された「平成6年度 市・県民税特別徴収税額の個人別明細」の内容と一致している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 1 日から 31 年 5 月 10 日まで
② 昭和 32 年 8 月 26 日から 33 年 4 月頃まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間①については、昭和 27 年 3 月頃から A 社で E 職として勤務していたので、同社が厚生年金保険の適用事業所になった 29 年 7 月から被保険者になっているはずなのに、加入記録は 31 年 5 月 10 日からとされている。

申立期間②については、B 社（現在は、C 社）の D 部署で、昭和 32 年 4 月から 1 年間、E 職として勤務していたのに、加入記録は同年 8 月 26 日までとされている。

申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間も A 社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、「当時、厚生年金保険の適用事業所となった日に在籍していた全ての従業員を厚生年金保険に加入させたかどうかは不明である。」としている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を記憶する同僚 9 人について、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から申立人が同社で被保険者資格を喪失するまでの期間における厚生年金保険の加入記録を調査したところ、9 人のうち 2 人については、加入記録が確認できない。

これらのことから、A 社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚

生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社が作成し保管する「旧厚生年金保険証記号番号簿」を見ると、申立人の資格取得年月日は、昭和31年5月10日と記載されており、オンライン記録と一致する。また、同記号番号簿に記載されている24人のうち、申立人及び判読困難等の3人を除く20人の資格取得日及び資格喪失日の記録は、オンライン記録と一致している。これについて、同社は、「記号番号簿の記録から考えて、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行い、記録どおりの保険料しか控除していないと思われる。」旨回答している。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間もB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等の状況は不明である。」としている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、9人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、申立人は、記憶する同僚の一人について、「自分の方が先に退職した。」と陳述しているが、オンライン記録によると、同人のB社における資格喪失日は昭和32年10月1日であり、同人は、「自身の退社日と厚生年金保険の資格喪失日は一致している。」としていることから、申立人の陳述によれば、申立人は、少なくとも同年10月1日より以前にB社を退職していることとなり、33年4月まで勤務したとする申立内容とは符合しない。

3 このほか、申立人の、申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせえる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 14 日から 43 年 4 月 22 日まで

年金事務所に船員保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の船員保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 41 年 3 月から同社の B 船に乗り、同年 9 月に、船籍が外国船籍に変更された後も同船で勤務していたので、申立期間も船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

もし、船員保険に加入していなければ、厚生年金保険に加入しているかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する B 船の同僚の陳述及び同人の船員保険被保険者記録等から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が昭和 41 年 9 月 14 日以降も同船に乗っていたことが推認できる。

しかし、申立人提出の船員手帳を見ると、申立人は、B 船が外国船籍に変更となったことに伴って、A社により、申立期間の直前に当たる昭和 41 年 9 月 6 日付けで雇止めされたことが確認できる。この場合、当時の船員保険の適用は、適用船舶の範囲を定めた船員法施行規則第 1 条第 1 項により、「日本国民、日本法人、日本官公署の所有する船舶」と規定されており、上記以外の船舶に乗っている期間は、船員保険が適用されなかったことから、申立人は、申立期間当時、船員保険法に定める被保険者としての要件に該当していなかったものと考えられる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者原票を見ると、申立人と同様に、昭和 41 年 9 月 14 日付けで被保険者資格を喪失している者が

17人確認でき、連絡先の判明した元船員に照会したところ、複数の元船員が、「乗っている船舶が外国船籍に変更された後の期間は、船員保険に加入できない期間である。」旨の説明を、事前にA社及び海員組合から受けたと陳述している。

一方、申立人は、申立期間に船員保険に加入していなければ、厚生年金保険に加入しているかもしれないと主張しているが、前述の、申立人と同日付けで船員保険被保険者資格を喪失している17人全員についても調査を行ったが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、A社では、申立期間当時、船員保険被保険者資格を喪失させた者を、厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月25日から23年1月1日まで
ねんきん特別便により、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同営業所には、昭和21年11月から24年2月まで継続して勤務しており、申立期間に一旦退職したことはない。業務内容も変わることなくC業務等に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B営業所は、昭和28年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は、「昭和24年3月以前の年金資格等に関する資料は現存しないので、何も分からない。」としているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し24人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳、2枚）を見ると、申立人は、昭和22年3月25日に被保険者資格を喪失後、23年1月1日に同社で新しい記号番号により資格を再取得し、24年2月11日に再び資格を喪失していることが確認できるところ、2枚の被保険者台帳の備考欄には、資格喪失の事由として、いずれも「解雇」と記載されている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11909（事案 4094、7580 及び 10249 の再々々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は推認できるものの、厚生年金保険料控除についてまでは確認できないとして、申立ては認められなかった。

また、前々回の当該第三者委員会への再申立てに当たって、新たな資料として、厚生年金保険被保険者証 2 枚、被保険者記録照会回答票及びねんきん特別便の写しを提出したが、当該資料は、当初委員会に提出された資料と同一内容であり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再度、申立ては認められなかった。

さらに、前回の当該第三者委員会への再々申立てに当たって、新たな資料として、社会保険事務所の管理する A 社の事業所記号番号が申立期間前後ですり替わっていることを示す資料を提出し、併せて、同事業所に勤務していた同僚の氏名を挙げたが、当該資料は、これまでに委員会に提出された資料と同一内容であり、同僚から申立期間当時の保険料控除の状況等を確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再々度、申立ては認められなかった。

今回、新証拠ないしは証拠の再評価を添えて再々々申立てを行うので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚及び A 社の所在地付近で事業を行っていた事業所の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間も A 社に継続し

て勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人は、申立期間当時、同事業所において、経理及び社会保険（厚生年金保険、健康保険）の事務全般の業務に従事していたと陳述しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及びその弟は、昭和47年8月1日に被保険者資格を喪失し、48年4月1日に被保険者資格を再取得していること及びその他の従業員の被保険者資格は継続していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、何らかの事情により、自身及び親族である申立人の弟についてのみ資格喪失及び資格再取得の届出を行ったものと考えられる、ii) 申立人の父である申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、i) 申立人は、新たな資料として、厚生年金保険被保険者証2枚、被保険者記録照会回答票及びねんきん特別便の写しを提出しているが、当該資料は、前回の申立てにおいて申立人が提出した資料と同一内容である、ii) 申立人は、「社会保険事務所が、従前の厚生年金保険被保険者記号番号で継続して被保険者であった申立人に別人扱い(別番号)の被保険者証を新規に重複交付したことは、社会保険事務所の過失である。」旨主張するが、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人は昭和47年8月1日付けで被保険者資格を喪失し、その後同一の被保険者記号番号では資格を取得していないことが確認できるところ、日本年金機構C事務センターは、「厚生年金保険被保険者記号番号の新規付番に伴う被保険者証の新規交付は、資格取得届が提出された場合に行われるものであり、被保険者記号番号は当該資格取得届に従前の被保険者記号番号の記載がない限り、新規に付番される。」としており、申立人についても48年4月1日付けで新たな被保険者記号番号で資格を取得していることから、申立期間当時の事務処理として、社会保険事務所による被保険者証の重複交付に過失があったとは言えない、iii) 申立人は、「私が所持している被保険者記録照会回答票の事業所名表記とねんきん特別便の事業所名表記が異なっており、これにより私の年金記録が失われているのではないか。」としているところ、日本年金機構C事務センターは、「事業所名表記が異なっても、被保険者期間が同一であれば年金額に影響が出ることはない。」としており、申立人が所持している被保険者記録照会回答票の事業所名表記とねんきん特別便の事業所名表記は異なっているが、被保険者期間は同一であることが確認でき、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る再々申立てについては、i) 申立人は、申立期間前

後のA社に係る事業所記号番号がそれぞれ記載された資料を提出しているが、当該資料は、オンライン記録を印字したものであり、前々回及び前回の申立てにおいて当委員会で確認した資料と同一内容である、ii) 申立人は、当該提出資料について、「同一事業所で勤務していたのに、申立期間前後で事業所記号番号が異なっているのはおかしい。」と主張するが、オンライン記録によると、A社は、昭和63年10月に所在地変更に伴って事業所記号番号が変更されており、日本年金機構B年金事務所は、「被保険者記録における事業所記号番号は、資格喪失時のものが表記されることとなっている。」としているところ、同事業所で被保険者資格を取得している全28人の被保険者記録における事業所記号番号も、資格喪失時のものが記載されており、同記録に不自然な点は見当たらない、iii) 申立人は、「申立期間当時の同僚の氏名を挙げるので、同人の年金記録を照合すべきである。」旨主張するが、当該同僚の年金記録は、前々回及び前回の申立てにおいて当委員会で確認しており、また、当該同僚は、「申立期間当時のことは、よく覚えていない。」と陳述していることから、同人から申立期間当時の保険料控除の状況等を確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の判断に納得できないとして、被保険者記録照会回答票及びこれまで提出した資料について自ら再評価した内容を提出し、4回目の申立てを行っている。

しかし、申立人提出の被保険者記録照会回答票は、前々回の申立てにおいて提出されており、新たな資料には当たらない。

また、これまで提出した資料について申立人が再評価したとする内容は、申立人が、これまでの申立てにおいて主張した内容について表現を変えて主張しているものであって、実質的には同一内容であり、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

申立人の申立ては、同一事業所において継続して勤務していた途中の期間の年金記録が無い、いわゆる「中抜け」事案であり、年金記録の欠落は、社会保険事務所の記録管理の不備によるものであるとするものである。被保険者資格の喪失及び取得は、一般的には、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されることにより、社会保険事務所がこれを記録するものであるが、本事案は、保存期間が経過してこれらの届出書は現存していない。

それゆえ、事業所から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得を直接証明付けられる資料が無い下で、事実に基づかない記録の訂正が行われていないか、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないかなどいわゆる関連資料及び周辺事情から判断をしなければならない事案である。

本事案では、A社に係る前述の被保険者名簿を見ても、記録の訂正は行われておらず、同事業所は、申立期間当時、申立人の主張どおりの事業所整理記号番号で管理されていること、事業主の親族である申立人及びその弟のみが同様に資格の喪失及び再取得していること、申立人及びその弟の再取得に併せて新たに厚生年金保険台帳記号番号が付番されていることなど、一連の事務手続として年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらないことから、申立期間当時、社会保険事務所の記録管理に不備があったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月3日から37年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間の前に勤務した事業所から10人余りのグループで一緒に転職し、勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の関連資料を保管していないとしているため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、B社は、「当時は、本人が厚生年金保険の加入を希望しない場合は、加入させない取扱いをしていた。」としているところ、申立人と一緒に転職した約10人のうち、申立人が記憶する同僚4人も同社での厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、申立人が、A社以外に申立期間の加入記録が有るかもしれないと申し立てている同社の関連事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 1 日から 32 年 1 月 1 日までの期間のうち
の 2 年ないし 3 年間

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同僚二人に被保険者記録があるのに、私に加入記録が無いことに納得がいかないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、商業登記の記録で確認できる所在地に現存しておらず、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、申立人及び複数の元従業員が記憶しているA社の申立期間当時の従業員数と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる昭和27年1月以降の被保険者数は大きく乖離^{かいり}しており、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 21 日から 39 年 8 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 7 日から 42 年 5 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの記載があった。

B社を退職した時に脱退手当金の請求をしたこと及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の氏名について、同社を退職した7か月後の昭和42年12月2日に旧姓から新姓への氏名変更届が提出された旨が記載されており、申立期間に係る脱退手当金は43年1月17日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更処理が行われたものとするのが自然である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間と脱退手当金支給決定日との間に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月 23 日から 53 年 8 月 21 日まで
② 昭和 55 年 4 月 22 日から 57 年 3 月 1 日まで

ねんきん定期便において、私がA社で勤務していた期間の標準報酬月額を確認したところ、余りに低くなっているのが驚いたが、同社で勤務していた頃の月給は15万円以上であったはずである(申立期間①)。

また、B社で勤務していた期間は、月に14万円の給料を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額は低く記録されている(申立期間②)。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時の給与明細書を所持している複数の同僚のオンライン記録を見ると、給与支給額は標準報酬月額の記録と一致しているほか、保険料控除額に見合う標準報酬月額もおおむね一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社が加入していたC健康保険組合の記録を見ると、申立期間における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚に対して、同社における標準報酬月額の届出状況及び保険料控除について事情照会したものの、事実と反して標準報酬月額が低く届けられていると回答した者はみられないほか、オンライン記録において、これら同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立期間当時の事業主は高齢であり、社会保険事務担当者は、既に

死亡しているため、これらの者に申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額について事情照会を行うことができない。

このほか、申立人主張の給与支給額に基づき、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社が保管する昭和55年度及び56年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬決定通知書及び昭和55年9月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の申立期間における標準報酬月額、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B社は、「当該決定通知書等以外の資料は保存していないが、給与からは、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先の判明した複数の同僚に事情照会したものの、事実と反して標準報酬月額が低く届けられていると回答した者はみられないほか、オンライン記録において、これら同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡はいずれも認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、上記複数の同僚及び申立人は申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人主張の給与支給額に基づき、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
② 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 9 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、A社（現在は、B社）には昭和34年の夏に入社したと記憶しているが、36年8月からの加入記録しかない。入社当初はC部門で勤務していたが、35年11月にD免許証を取得したことをきっかけにE職に配置転換となった。

申立期間②については、昭和48年8月のF社G営業所の発足時に入社し、その後49年に同営業所が独立してからも、50年6月の閉鎖まで、継続して勤務し、I業務に従事していたのに、途中の申立期間の加入記録が無い。

いずれの事業所でも正社員として勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時、申立人と同様にA社に住み込みで勤務していた同僚が、「申立人は、約1年ないし2年間勤務していた。入社当初は会社の2階にあったC部門で勤務していたが、その後E職に変わったことを記憶している。」旨陳述しており、申立人の陳述と符合する。

一方、複数の元従業員が、申立期間中の昭和34年*月*日にA社で火災が起きたとしており、J市消防局においても当該火災の記録が確認できるところ、申立人は当該火災の内容を明確には記憶していない。また、申立人が同期入社であったと記憶している同僚は、「私は昭和35年7月頃に入社し

た。」としており、申立人の陳述と符合しない。

これらのことから、申立人は、申立期間のうち一部の期間については、A社で勤務していたことが推認できるものの、入社した時期を特定することができない。

また、A社の当時の事業主は既に死亡している上、B社は、「申立期間当時の関連資料等を保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び保険料控除等の状況は不明である。」としており、同社等から申立人に係る勤務状況等について確認できない。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた者のうち、申立人自身と同様に住み込みで勤務していたとする者の記録が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない上、申立人が経理担当者とする者及びその親族の者は、それぞれ昭和44年1月6日、39年4月1日と、いずれも申立人の厚生年金保険の資格喪失日(昭和37年3月1日)より後に資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び商業登記の記録並びにF社の元代表取締役の陳述から判断すると、申立人が、申立期間もF社(G営業所)で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、F社(G営業所)が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和49年9月2日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、F社(H営業所)の元代表取締役及び元給与事務担当者は、「F社(H営業所)は、昭和49年3月に閉鎖することとなり、同社G営業所を同年3月31日までにF社(G営業所)として独立させた。F社(H営業所)では、同社G営業所が独立して少ししてからK社を設立し、L県で勤務していた者については引き続き同社で雇用契約を結んで厚生年金保険にも加入させたが、F社G営業所で勤務していた者については加入させなかった。また同社G営業所の独立後は、給与計算等にも関与しておらず、申立人に係る保険料控除等の状況は分からない。」旨陳述している。

さらに、F社(G営業所)の元代表取締役及び元従業員二人は、申立人と同様に、昭和49年3月31日にF社(H営業所)で資格を喪失し、同年9月2日にF社(G営業所)で資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いが、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認することができない。

加えて、F社(G営業所)が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年9月2日に被保険者資格を取得している元従業員の一人は、同社が独立する前から勤務していたとしているが、資格を取得する前の期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは不明としており、申立人の申立期

間に係る保険料控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社は、私が昭和 59 年 10 月 * 日に設立した会社であり、61 年 4 月 1 日には同社本店をB市からD市に移転したが、設立当初から現在まで代表取締役を務めている。社会保険事務は税理士に任せているが、設立時から同社において厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間の記録が無いのはおかしい。代表取締役である私の健康保険番号が * 番であることも不自然なので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記の記録及び申立人から提出されたA社に係る定款により、申立人は、同社が設立された昭和59年10月*日から申立期間を通して同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社の顧問税理士から提出された同社に係る「法人の事業概況説明書」において、申立人を含む従業員数の推移を見ると、同社設立時の昭和59年10月末から60年5月末までは5人未満であり、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていなかったことが確認できる。なお、5人未満の法人事業所に対する適用拡大について、申立期間より後の62年4月1日からは常時3人又は4人の従業員を使用する法人事業所が追加され、63年4月1日からは常時1人又は2人の従業員を使用する法人事業所が追加された。

さらに、申立人は、「全従業員を正社員として雇用し、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と陳述しているところ、前述の税理士から提出されたA社に係る決算書及び決算内訳書(昭和59年10月1日から60年9月30日まで)を見ると、「福利厚生費」(本来、法令に従い会社が負担する社会保険料は「法定福利費」勘定で処理するが、同社では当該勘定科目は未使用)に計上されている金額は、当時の申立人の給与所得額から算出される健康保険料及び厚生年金保険料の合計額に満たない額であることが確認でき、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が、申立期間当時にA社に係る社会保険事務を依頼していたとする税理士の連絡先は不明であるため、厚生年金保険に係る届出及び保険料控除について確認することができない。

なお、申立人は、「代表取締役である私の健康保険番号が*番であることは不自然である。」旨主張しているが、申立人のA社における資格取得日は、前述のとおり、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年4月1日であり、健康保険番号が1番から*番までの者と同日に資格を取得している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年3月1日から7年10月1日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から10年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から10年1月1日まで

私が代表取締役であったA社は、経営不振のため和議を申請したが、その際、社会保険料約1年分が未払であった。そこで、社会保険事務所（当時）に相談に行き、役員4人分の標準報酬月額を3年間遡って半額にするということによって担当者と合意した。

しかし、年金事務所から送付された資料を見ると、約7年間の標準報酬月額が半額以下の20万円と記録されている。

申立期間の標準報酬月額を、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、申立期間のうち、平成3年3月1日から7年10月1日までの期間については、その標準報酬月額が、同年4月19日付けで、3年3月1日に遡及して53万円又は59万円から20万円に減額訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「A社は約1年分の社会保険料の滞納があったため、取締役であった私の妻及び和議申請の手續を依頼していた弁護士と共に社会保険事務所に相談に行き、3年間の標準報酬月額について遡って半額にするということを社会保険事務所の担当者と合意した。」としており、遡及訂正に同意し

たことが認められる。

また、申立人は、他の役員3人の標準報酬月額についても遡及訂正に同意しているところ、オンライン記録を見ると、これらの役員の標準報酬月額は、申立人と同様に平成7年4月19日付けで、2人は3年3月1日に遡及して、他の1人は3年3月1日以降の資格取得日に遡及して、一律20万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成3年3月1日から7年10月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、申立人夫婦は、役員4人分の標準報酬月額を3年間遡って半額にするということで社会保険事務所の担当者と合意したのに、年金記録では、遡及訂正の期間も訂正後の金額も合意した内容と異なっているとしているが、A社に係る滞納処分票等の関係書類が保存されていないことから、これを確認することはできない。

一方、申立期間のうち、平成7年10月1日から10年1月1日までの期間については、前述の遡及訂正処理日（平成7年4月19日）以降の定時決定（平成7年10月1日、8年10月1日及び9年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が20万円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人及びA社は、当該期間の給与明細書等の関連資料を保存していないことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年10月1日から10年1月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年3月1日から7年10月1日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から9年10月1日まで

私が取締役であったA社は、経営不振のため和議を申請したが、その際、社会保険料約1年分が未払であった。そこで、社会保険事務所（当時）に相談に行き、役員4人分の標準報酬月額を3年間遡って半額にするということで担当者と合意した。

しかし、年金事務所から送付された資料を見ると、約7年間の標準報酬月額が半額以下の20万円と記録されている。

申立期間の標準報酬月額を、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の社会保険事務担当役員として同社に在籍していたことが、同社の閉鎖登記簿謄本及び申立人の陳述により認められる。

また、申立期間のうち、平成3年3月1日から7年10月1日までの期間については、その標準報酬月額が、同年4月19日付けで、3年3月1日に遡及して53万円又は59万円から20万円に減額訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「A社は約1年分の社会保険料の滞納があったため、代表取締役であった私の夫及び和議申請の手續を依頼していた弁護士と共に社会保険事務所に相談に行き、3年間の標準報酬月額について遡って半額にするということを社会保険事務所の担当者と合意した。」としており、遡及訂正に同

意したことが認められる。

また、申立人は、他の役員3人の標準報酬月額についても遡及訂正に同意しているところ、オンライン記録を見ると、これらの役員の標準報酬月額は、申立人と同様に平成7年4月19日付けで、2人は3年3月1日に遡及して、他の1人は3年3月1日以降の資格取得日に遡及して、一律20万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務担当役員として、代表取締役であった夫と共に自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成3年3月1日から7年10月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、申立人夫婦は、役員4人分の標準報酬月額を3年間遡って半額にするということで社会保険事務所の担当者と合意したのに、年金記録では、遡及訂正の期間も訂正後の金額も合意した内容と異なっているとしているが、A社に係る滞納処分票等の関係書類が保存されていないことから、これを確認することはできない。

一方、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間については、前述の遡及訂正処理日（平成7年4月19日）以降の定時決定（平成7年10月1日及び8年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が20万円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人及びA社は、当該期間の給与明細書等の関連資料を保存していないことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月から29年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管していないとしており、また、当時の事業主及び役員は既に亡くなっていることから、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立期間にA社で被保険者記録の有る元従業員の一人は、「私は入社から2年ないし3年たってから厚生年金保険に加入した。当時は、社会保険に加入しない試用期間があったと思う。」旨陳述しているところ、申立人が、「自分よりも早くからA社で勤務していた。」としている申立人の母は、申立期間中の昭和27年4月20日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 18 日から 45 年 6 月 6 日まで
日本年金機構から送付された「脱退手当金に関するお知らせ」を見ると、A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みと記載されている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の旧姓による記名・押印が確認できる上、脱退手当金が支給決定された時期における申立人の住所が記載されており、脱退手当金が当該住所地近くの郵便局で支払われたことも確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退 45.7.29」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は支給金額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されている上、上記裁定請求書においても、当該未請求となっている期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月20日から34年10月5日まで

日本年金機構からの「脱退手当金に関わる確認はがき」により、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされているとの通知を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月14日に支給決定されており、支給金額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2週間後の昭和34年10月22日に訂正されていることが確認できるが、脱退手当金の請求に伴い当該訂正手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立人と同時期（おおむね前後各2年）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性19人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む15人に支給されたこととなっており、そのうちの14人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

加えて、申立期間に係る脱退手当金が支給された当時は通算年金制度創設前であり、年金を受給するには20年以上の厚生年金保険被保険者期間が必要であったところ、申立人は、「出産を控え、B社を退職し、退職後すぐに再就職することは考えていなかった。」と陳述しており、その後昭和56年1月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、当時の経理担当者は、B社の女性従業員の間では脱退手当金についての認識が広まっており、再就職することが分かっている者を除き退職者のほとんどが受給していたと陳述している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 33 年 8 月 15 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いことが分かった。

A社には、昭和 26 年 4 月に入社し、33 年のお盆の頃に同社が倒産するまで住み込みで勤務した。申立期間当時に店内で撮影した写真、及び私が使用していた名刺を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、前述の事業主にA社における厚生年金保険の被保険者記録は無く、同人は、昭和 45 年に別の事業所において初めて厚生年金保険の被保険者となっている上、同人自身も「当時の会社の実質的な経営は、亡くなった義父が行っていたので、厚生年金保険の加入状況等については分からない。」としている。

さらに、申立人が同期入社であるとする同僚にも、A社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、その他の同僚として二人の名前を挙げているが、オンライン記録においては、両人の年金記録を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月11日から37年6月15日まで
A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたこととされている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和37年10月18日に支給決定されている。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、支給決定日の約3か月前である昭和37年7月30日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答 37. 7. 30」の記載が確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月頃から 42 年 9 月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、住み込みで勤務し、C業務に従事していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述等から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の保険料控除の状況については不明である。」としている上、申立期間当時の事業主は連絡先不明であり、申立人が経理及び社会保険事務を担当していたとする同僚も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の確認できる者に照会したところ、自身も住み込みで勤務し、申立人と同じC業務に従事していたとする同僚の一人が、「当時は、見習期間が1年ないし2年ほどあったように思う。私の厚生年金保険の記録も、この見習期間を経てから始まっている。」と陳述しているほか、C業務に従事していたとするほかの同僚も、入社したとする日の約2年後に被保険者資格を取得していることが当該被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立人は、「私の後に入社した者が二人いた。兩人共に私より先に退職した。」と陳述しているところ、上記被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を取得及び喪失している者は確認できない。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが、ねんきん定期便により分かった。申立期間の標準報酬月額は、それ以前の30万円から22万円に下がっているが、給与額及び厚生年金保険料控除額が下がることはなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の給与額及び厚生年金保険料控除額が下がることはなかったのに、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額よりも下がっていると申し立てている。

しかし、A社提出の申立人に係る平成9年の賃金台帳を見ると、申立期間のうち、8年12月1日から9年7月1日までの期間に係る保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

また、申立人提出の平成9年分給与所得の源泉徴収票及び平成10年度市・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料の金額は、上記賃金台帳に記載されている各種社会保険料の合計額と一致しており、申立人提出のこれらの資料からも、申立期間のうち、平成8年12月1日から9年7月1日までの期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成8年10月1日から同年12月1日までの期間については、A社は、「申立人に係る平成8年の賃金台帳は、現存しているかどうか不明である。」としており、賃金台帳から保険料控除額を確認するこ

とはできないが、申立人提出の同年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料等）の金額は、申立人の主張する標準報酬月額を基に算出した同年の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額よりも低くなる一方、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく同年の厚生年金保険料及び健康保険料と推定した雇用保険料額との合計額とほぼ同額であることから、申立期間のうち、同年10月1日から同年12月1日までの期間についても、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたと考えられる。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人のA社における標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月頃から同年 5 月頃まで
② 昭和 59 年 7 月頃から同年 11 月頃まで
③ 昭和 60 年 8 月 30 日から 61 年 1 月頃まで
④ 昭和 62 年 2 月頃から平成元年 5 月頃まで
⑤ 平成元年 8 月頃から 2 年 8 月頃まで
⑥ 平成 12 年 7 月頃から同年 9 月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、A社に勤務し、K業務を担当していた。

申立期間②は、B社に勤務し、L業務を担当していた。

申立期間③は、C市にあったD社又はE社という事業所に勤務し、L業務を担当していた。

また、申立期間④はF社（現在は、G社）に、申立期間⑤はH社（現在は、I社）に、申立期間⑥はJ社にそれぞれ勤務し、いずれもK業務を担当していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管している当時の預金通帳を見ると、申立期間中の昭和 59 年 4 月 28 日及び同年 5 月 28 日にA社から給与が振り込まれていることが確認できることから、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、これらの者から申

立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の確認できる者に照会したところ、複数の元従業員が、「申立期間当時は数か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と陳述しており、自身が入社したとする日から6か月以上経過後に被保険者資格を取得している者が複数確認できる。

さらに、申立人は、同じ時期に入社し同じ業務に従事していたとする同僚一人の名前を挙げているところ、前述の被保険者名簿を見ても、同人の加入記録は確認できない。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が同社の所在地であるとする住所地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録は確認できない。

3 申立期間③について、申立人は、C市にあったD社又はE社という事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社については、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が同社の所在地であるとする住所地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人のD社における雇用保険の加入記録は確認できない。

一方、E社について、同社は、「当時の資料が現存していないため、申立人の申立期間における勤務及び保険料控除の状況は不明である。」としている。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の確認できる者に照会し3人から回答を得たが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態

等を確認することができない。

さらに、回答のあった3人のうち、労務を担当していたとする元従業員の一人は、「申立期間当時は試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と陳述しているところ、当該3人全員が、自身が入社したとする日の1か月ないし3か月経過後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、E社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、申立人のE社における雇用保険の加入記録は確認できない。

- 4 申立期間④について、G社提出の申立人に係るタイムカードを見ると、昭和63年6月28日から同年7月4日までの期間について入社時刻等の記録が確認できること、及び同社が、「申立人を記憶している者が、申立人は入社後すぐに退職したとしており、申立人は、タイムカードに記録がある期間にF社で在籍していたものと思われる。」としていることから、申立期間のうち、同年6月28日から同年7月4日までの期間について、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、G社は、「当時の厚生年金保険被保険者資格取得届を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、社会保険業務を委託している社会保険労務士事務所も申立人に係る当該届書は見当たらないとしていることから、申立人は、厚生年金保険の資格取得手続を取る前に退職したのではないかと思う。」としている。

また、オンライン記録において、申立期間にF社で厚生年金保険に加入していることが確認できる者に照会し7人から回答を得たが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、H社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、I社は、「当時の担当者が既に退職しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」としている。

また、オンライン記録において、申立期間にH社で厚生年金保険に加入していることが確認できる者に照会し11人から回答を得たが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、申立人のH社における雇用保険の加入記録は確認できない。

- 6 申立期間⑥について、雇用保険の加入記録及びJ社提出の従業員名簿から、

申立人が、平成12年6月12日から同年8月31日までの期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、J社は、平成11年2月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、13年6月1日に再度適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、J社は、「平成11年3月頃から約2年間、当社は厚生年金保険に加入していなかったため、従業員の給与から保険料は控除していなかった。」としているところ、同社提出の賃金台帳を見ると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、J社が適用事業所ではなかった平成11年2月27日から13年6月1日までの期間について、当該期間に勤務していたとする複数の者は、「この時期は、経営不振であるとの理由から、会社は社会保険から脱退していたので、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

7 このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 10 日から 37 年 3 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 25 日から 41 年 1 月 19 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②については、脱退手当金が支給されたこととされている。

しかし、申立期間①については、A社を退職後に、母が脱退手当金のことを話していたので、脱退手当金の支給記録が有るのなら、母が関与しているのかもしれないが、私自身は受け取った記憶がない。また、B社に勤務した申立期間②については、結婚のために同社を退職したが、結婚後に脱退手当金を受け取った記憶がない。

納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を自身で請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印の有る委任状（受任者は申立人の父）が添付されており、領収書欄には、申立人の父が脱退手当金を受け取った旨の記載が確認できる。

また、申立人は、前述の脱退手当金裁定請求書の筆跡が父のものとは異なっており、第三者が記入したものであると主張しているところ、当該裁定請求書には、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日について、正しくは昭和 33 年 7 月 10 日であるのを、同年 3 月と記載されており、申立人の「A社には、学校を卒業した昭和 33 年 3 月に就職した。」とする陳述と符合することから、正しい被保険者資格の取得日は知らないものの入社日は知っている申立人

又はその家族により記入された可能性が高いものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年5月6日に、申立人が母の関与の可能性を認めているA社での被保険者期間を含めて支給決定されているほか、同社及びB社に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、いずれにも申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人は、当初、「A社の勤務期間に係る脱退手当金は、確かに退職後すぐに受け取った記憶がある。」と陳述していたが、その後、「A社の勤務期間に係る脱退手当金支給記録が有るのなら、母が関与しているのかもしれないが、私自身は受け取った記憶がない。」と陳述内容を変えており、記憶が曖昧である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、当該被保険者期間が記入されていないことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の給与額は、平成 7 年 3 月から同年 8 月までは 20 万円ぐらい、同年 9 月から 8 年 3 月までは 25 万円ぐらい、同年 4 月から 9 年 3 月までは 40 万円ぐらいであった。特に、申立期間のうち、7 年 10 月から 8 年 9 月までについては、標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているが、この給与額では生活もできない。

申立期間の標準報酬月額を、給与額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間当時のA社における厚生年金保険被保険者の多くが、申立人と同様に、申立期間のうち、平成 7 年 10 月から 8 年 9 月までの期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されているところ、申立期間当時の経理担当者は、「申立期間当時、従業員の給与額を 10 万円程度として社会保険事務所（当時）に届出を行った。保険料は、届け出た給与額に基づく標準報酬月額に見合った低い保険料額しか控除していない。」と陳述している。

また、申立人と同じく、申立期間のうち、平成 7 年 10 月から 8 年 9 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されている複数の元従業員のうち、4 人から申立期間当時の給料明細書の提出があり、これを見ると、4 人のうち 3 人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額又はそれより

低い保険料額しか控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、自身の平成9年4月分の給料明細書を保管しており、当該明細書から、申立期間のうち、同年3月の保険料控除額が確認できるところ、当該保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額よりも低いことが確認できる。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 22 日から 42 年 4 月 6 日まで
厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間当時、A社は、私の父親が経営しており、昭和 41 年 8 月にB社を退職してすぐに入社したので、申立期間の加入記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前職のB社を昭和 41 年 8 月に退職後、すぐにA社に入社したと陳述しているところ、B社における被保険者資格を喪失した後の同年 9 月 10 日にA社で雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 41 年及び 42 年に被保険者資格を取得した従業員のうち 3 人については、雇用保険の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日の約 1 か月ないし約 3 か月前となっていることから、同社は、申立期間当時、必ずしも雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日を同一日とする取扱いをしていなかったものと推認できる。

また、申立人の父親である申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時の社会保険事務担当者には照会を行ったが回答を得ることができなかった上、A社は、申立期間当時の資料は保管していない旨陳述していることから、申立期間における保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 7 日から 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 2 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社（現在は、B社）に勤務した申立期間②に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっていることが分かった。

申立期間①は、A社に入社した年度で、入社時の昭和 48 年 5 月の報酬月額は 7 万円、同年 10 月には 8 万 6,000 円になった記憶がある。

また、入社翌年度である申立期間②は、C社に勤務したが、異動した昭和 49 年 4 月の報酬月額はA社勤務時と同じ 8 万 6,000 円であったと記憶している。

申立期間①及び②の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 5 月から同年 9 月までは 7 万円、同年 10 月から 50 年 1 月までは 8 万 6,000 円の報酬月額であったと記憶していることから、申立期間①及び②の標準報酬月額を、実際の報酬月額に見合った金額に訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、B社が保管する「従業員名簿」によると、申立人の申立期間①及び②における本給は、入社月である昭和 48 年 5 月には 6 万 8,300 円、49 年 3 月には 6 万 9,600 円、同年 9 月には 9 万 500 円となっており、いずれも諸手当を含まない本給だけでもオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっているものの、当該「従業員名簿」には、厚生年金保険料の控除額は記載

されておらず、同社は、「ほかに賃金台帳等を保管していないため不明である。」と回答していることから、申立期間①及び②に申立人主張どおりの保険料控除があったか否かについては確認できない。

また、申立人が保管する「採用内定通知書」によると、申立人のA社の採用月である昭和48年5月の本給、販売手当及び都市手当の合算額6万8,800円が記載されており、当該合計額は、申立人の記憶する入社時から同年9月までの期間に係る報酬月額7万円とおおむね符合し、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっているが、当該「採用内定通知書」においても、厚生年金保険料の控除額は記載されていないことから、申立期間①及び②に申立人の主張どおりの保険料控除があったか否かについては確認できない。

さらに、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期にA社で被保険者資格を取得し、申立人と同日にC社へ異動している同僚12人を抽出し、所在が判明した10人に対し事情照会を行い、回答が得られた4人のうちの2人は、いずれも自身の申立期間当時の報酬月額に係る詳細な記憶はないものの、自身の申立期間当時の標準報酬月額の記録について、特に低い不自然な記録であるとは感じないと陳述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11930 (事案 2452 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年5月1日まで
② 昭和25年5月11日から26年7月1日まで

申立期間①については、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できないなどとして、また、申立期間②については、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と同じ日に被保険者資格を取得しているなどとして、年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正が必要とまではいえない旨の通知を受け取った。

しかし、申立期間①のA社で勤務していたことは、当時の事業主に確認してもらえば思い出してもらえるはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②のB社についても、新たな資料及び事情等はないが、A社を退職後、同事業所の紹介ですぐに就職したのに、1年以上の空白期間があるのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主は申立人を記憶していない上、唯一回答が得られた同僚も、申立人のことは記憶にないとしており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できないことから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、再申立てに当たり、特段の新たな事情は示されていないが、事業主が私のことを思い出してくれるので、申立期間①はA社で勤務していたことは間違いなく、当該期間は同事業所で厚生年金保険に加入していたは

ずであると主張している。

しかしながら、C社（A社の名称変更後）の当時の事業主は、前回、「申立人がC社に在籍していたような気はするが、いつから在籍していたのか覚えておらず、また、保険料控除に係る業務は担当していなかったのもので、私は分からない。」旨陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認できない上、当該事業主は既に死亡しており、新たに事情を聴取することができない。

また、申立人は、「A社は営利企業ではなく、D県の出先機関であったから、間違いなく厚生年金保険及び健康保険には加入していたはずである。」旨陳述をしているところ、D県は、「D県の機関にA社という組織は、過去も現在も無い。」旨回答している上、前述の事業主も、前回、「私は、昭和23年12月から25年5月までC社の代表者をしてしたが、その時には既に株式会社になっていたし、D県とは何の関係もない組織であった。」旨回答している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

申立期間②について、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和26年7月1日とされており、申立人も同日付けで被保険者資格を取得している上、唯一連絡の取れた同僚も、「当時の給料は明細書も無く現金による手渡しであったため、厚生年金保険料はもちろんのこと、控除の有無についても分からなかった。」としており、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できないことから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、再申立てに当たり、特段の新たな事情は示されておらず、「申立期間②にB社で勤務していたことは間違いないので、当該期間は同社で厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているのみである。

しかしながら、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 10 日から同年 11 月まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 36 年 10 月から 38 年 11 月まで正社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成4年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間中に被保険者記録の有る同僚188人を抽出し、所在の判明した63人に照会したところ、30人から回答が有り、複数の同僚が申立人を記憶しているものの、いずれも「申立人がいつまで勤務していたかは覚えていない。」旨陳述しており、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について具体的な陳述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の欄には、被保険者資格の喪失に伴い、昭和38年2月13日に健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記録が確認できるほか、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 9 月まで

私は、昭和 43 年 3 月から 50 年 9 月まで A 社に勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、加入記録が無い旨の回答を受けた。健康保険被保険者証を渡された記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社に勤務し厚生年金保険に加入しており、健康保険被保険者証を渡された記憶もあるとして申し立てている。

しかしながら、A 社は、社会保険事務所（当時）の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、オンライン記録において、申立人が記憶している事業主に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が同僚として名字のみを挙げている複数の同僚については、氏名を特定することができず、連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立事業所と類似名称の適用事業所として、複数の事業所について調査したものの、申立人に係る被保険者記録は見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 7 日から 40 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 44 年 1 月 29 日まで

父の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

父が脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長女は、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間の脱退手当金の請求書類として管轄年金事務所から提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していたとされる住所が記載されており、脱退手当金計算書等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近くの郵便局（C郵便局）に提示し、受給する扱い（隔地払い）であったことが記載されている上、申立人の戸籍謄本が添付されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有る上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、旧厚生年金保険法第 69 条により、男性が脱退手当金の受給資格を取得できるのは、厚生年金保険被保険者期間が 5 年以上の者で、老齢年金及び通算老齢年金の受給要件の無い者が、60 歳以降に資格を喪失した場合又は資格喪失後 60 歳に達した場合と定められているところ、申立人は最終事業所である B 社での資格を喪失した時点で 63 歳に達しており、この時点で、老齢年金及び通算老齢年金の受給要件が無いことから、脱退手当金の受給を行ったと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 9 日から 33 年 5 月 15 日まで
② 昭和 34 年 1 月 27 日から 37 年 3 月 25 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社と B 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 9 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B 社に係る前述の被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む合計 10 ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 1 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した 22 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 13 人に支給記録が確認でき、そのうち 10 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②の後、国民年金の強制加入被保険者の対象者となっているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手

帳記号番号は昭和 39 年 11 月 19 日に払い出されていることが確認でき、B 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失時において、申立人に公的年金を通算する意思はうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から33年8月1日まで

A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額の記録について、年金事務所に照会したところ、記録に誤りは無い旨の回答をもらった。

しかし、当時、賃金が右肩上がりで増額となっていた記憶があり、申立期間の標準報酬月額が従前の時期と比較して低下するとは考え難いことから、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の申立期間に係る給料計算書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社は、「申立人の申立期間に係る賃金台帳等の関連資料は残存していないため、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に関する状況は不明である。」旨回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11936 (事案 7239 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から37年6月1日まで

前回の年金記録確認第三者委員会への申立ては認められなかったが、私は、昭和29年4月に父親が経営していたA社に入社しており、申立期間について父親が厚生年金保険料を納付していたはずであり、年金記録において、同社に係る被保険者記録が申立期間後からとされていることに納得できない。

今回、新たに申立期間当時の状況について、申立期間中に子供が二人生まれ健康保険被保険者証を使用したこと、申立期間中に自身及び従業員に関する手続のため事業所所在地の管轄であったB社会保険事務所(当時)に行ったこと、及び当時の従業員一人の氏名を思い出したので、再調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は申立期間後の昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できること、ii) 申立期間当時の賃金台帳等は残存していない上、申立人の厚生年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認できないこと、iii) オンライン記録により、申立期間のうち、国民年金制度が発足した36年4月から同社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の37年5月までの期間は、申立人の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できること等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、「申立期間中に自身及び従業員に関する手続のため、申立期間当時の事業所所在地の管轄であったB社会保険事務所

に行ったことを思い出した。」旨主張しているが、A社に係る前述の被保険者名簿において申立人と同日の昭和37年6月1日に被保険者資格を取得している元従業員に照会したものの、当該主張を裏付ける陳述を得られなかった上、オンライン記録によると、同社は、申立期間後の41年9月1日までB社会保険事務所の管轄地に所在していることが確認できるため、同社会保険事務所にて手続を行ったとする時期を特定することができない。

また、申立人は、「申立期間当時の従業員一人の氏名を思い出した。」旨主張しているものの、当該従業員は、「A社に昭和25年4月から27年3月までC職として勤務したが、申立期間前に退職した。当時の従業員は4人であり、申立人は当時高校生又は大学生で、アルバイトとして事務所に来ていたことを覚えている。」旨陳述している。

なお、申立人は、「申立期間中に子供が二人生まれ、健康保険被保険者証を使用したことを思い出した。」旨主張しているものの、当該被保険者証の形状等は覚えていないとしており、管掌する保険者を特定することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11937（事案 7240 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月22日から37年6月1日まで

前回の年金記録確認第三者委員会への申立ては認められなかったが、私は、昭和31年3月に夫の父親が経営していたA社に入社しており、申立期間について夫の父親が厚生年金保険料を納付していたはずであり、年金記録において、同社に係る被保険者記録が申立期間後からとされていることに納得できない。

今回、新たに申立期間当時の状況について、申立期間中に子供が二人生まれ健康保険被保険者証を使用したこと、申立期間中に夫が従業員に関する手続のため事業所所在地の管轄であったB社会保険事務所（当時）に行っていたこと、及び夫が当時の従業員一人の氏名を思い出したことから、再調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は申立期間後の昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できること、ii) 申立期間当時の賃金台帳等は残存していない上、申立人の厚生年金保険料を納付していたとする申立人の夫の父親は既に死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認できないこと、iii) オンライン記録により、申立期間のうち、国民年金制度が発足した36年4月から同社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の37年5月までの期間は、申立人の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できること等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、「申立期間中に自身及び従業員に關す

る手続のため、夫が申立期間当時の事業所所在地の管轄であったB社会保険事務所に行ったことを思い出した。」旨主張しているが、A社に係る前述の被保険者名簿において申立人と同日の昭和37年6月1日に被保険者資格を取得している元従業員に照会したものの、当該主張を裏付ける陳述を得られなかった上、オンライン記録によると、同社は、申立期間後の41年9月1日までB社会保険事務所の管轄地に所在していることが確認できるため、同社会保険事務所にて手続を行ったとする時期を特定することができない。

また、申立人は、「夫が申立期間当時の従業員一人の氏名を思い出した。」旨主張しているところ、当該従業員は、「A社に昭和25年4月から27年3月までC職として勤務したが、申立期間前に退職した。当時の従業員は4人であり、申立人の夫が当時高校生又は大学生で、アルバイトとして事務所に来ていたことを覚えている。」旨陳述している。

なお、申立人は、「申立期間中に子供が二人生まれ、夫が健康保険被保険者証を使用したことを思い出した。」旨主張しているものの、当該被保険者証の形状等は覚えていないとしており、管掌する保険者を特定することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 26 日から 53 年 10 月 25 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。社会保険完備という条件で同社に入社したことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係るオンライン記録によると、同社は、平成元年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではない。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管していないが、当社は、申立期間より前から、B健康保険組合に加入しているので、申立人が同組合の健康保険に加入し、当該健康保険料を給与から控除していた可能性はある。しかし、当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年7月からであり、適用事業所となる前に勤務していた申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

さらに、申立人が申立期間の同僚として名字を挙げた者の所在は確認できないため、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年7月1日と同じ日に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、所在の判明した18人に照会し、9人から回答が得られたところ、上記被保険者資格の取得日より前から同社に勤務していた旨回答している7人（うち5人は、雇用保険の加入記録から、申立期間の

全部又は一部を含む期間にもA社での在籍が確認できる。)は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間には、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨回答している上、当該7人のうち4人は、「A社に入社する際、厚生年金保険に未加入であるとの説明を受けた記憶がある。」旨回答している。

加えて、オンライン記録から、前述の7人のうち6人は、A社での厚生年金保険被保険者資格を取得する平成元年7月1日まで国民年金に加入しており、同日以前の同社での勤務期間を含む国民年金の加入期間について、一部期間を除き国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 33 年 2 月 28 日まで

私は、B市に所在したA社又はC社に昭和 28 年 5 月 1 日から勤務し、当該事業所がD市に移転することになったため、33 年 2 月末に退職した。

年金事務所の記録では、当該事業所に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社又はC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務したとするA社又はC社は、いずれも社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が記憶する当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者を特定できないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 1 日から平成 2 年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 62 年 6 月 1 日から勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社に係るオンライン記録から、申立人が氏名を記憶する同僚を含む申立期間に同社での在籍が確認できる 13 人に照会し、7 人の回答が得られたところ、申立人のことを記憶しているとする 4 人のうち 3 人の陳述から、入社時期は特定できないものの、申立人は、平成 2 年 12 月 1 日より前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人のことを記憶しているとする前述の 4 人は、「申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況は分からない。」旨陳述している上、A社は、平成 21 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（平成 21 年 8 月 * 日に法人解散）、元事業主及び同社の経理事務を担当していた会計事務所は、いずれも「当時の賃金台帳等の資料は残存していない。」旨回答しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

また、元事業主及び照会への回答が得られた前述の 7 人のうち 1 人は、「申立期間当時の A 社では、従業員自身の希望等により厚生年金保険に加入していない者がいた。」旨陳述している上、前述の 7 人のうち 3 人は、オンライン記録から、当該 3 人が記憶する入社時期から約 6 か月後ないし 2 年後に A 社での被保険者資格を取得していることが確認できるほか、当該 3 人のうち 1 人が名

前を挙げ、オンライン記録から、平成6年1月5日に同社での被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「私は、昭和60年にA社に入社し、1年又は2年後に一旦退社した後、平成元年頃に再入社しており、6年に結婚したことを契機に同社での厚生年金保険に加入した。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合でも、入社後すぐに加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿及び同社に係るオンライン記録には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、同名簿等の記録に不自然さは見られない。

なお、申立人が、昭和63年8月にA社からの給与振込があった事実が確認できる資料として提出した金融機関の預金通帳の写しについて、当該預金口座が開設された金融機関の支店の業務を承継する金融機関の支店に当該預金口座の入出金記録を照会したところ、同年8月から同年11月までの給与振込記録は確認できるものの、給与振込元が同社であること及び厚生年金保険料の控除の事実は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（昭和19年9月までは、労働者年金保険）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月から19年12月5日まで

私は、工業学校を卒業した昭和17年1月から19年12月5日に入隊するまでD国（当時）のA社B営業所に勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、A社B営業所に勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてD国に所在したA社B営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、同社の事業を承継するC社の社史に記載された職制機構図において、申立人が記憶するA社B営業所での配属先と符合する部署が確認できることから、時期は特定できないものの、申立人は、同社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、戦前戦中の労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用区域は、「内地」である現在の日本国内とされていたことから、「外地」であるD国に所在したA社B営業所は、労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなかったと判断できる。

また、申立期間のうち、昭和17年1月から同年5月31日までの期間は、労働者年金保険法の適用準備期間であることから、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない期間である。

さらに、C社は、「A社B営業所での申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認できる資料は残っていない。」旨回答している上、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、同僚からも、申立人の勤務実態及び保険料控除

の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。